

(別紙 当事者の主張)

第1 故Cが従事した被告の工事及び当該工事現場における石綿粉じん曝露の可能性(争点1)

1 原告らの主張

(1) 故Cと被告の関係

故Cは、昭和37年10月17日に被告に入社し、約5年間同社の従業員として電気工事に従事した。昭和43年頃、被告から、被告の専属下請業者であるD商会に転籍し、昭和49年までD商会ことDに雇用され、D商会の下で被告の電気工事に従事していた。昭和49年12月頃、故CはD商会から独立し、被告の専属下請業者(屋号：E電気商会)として、以降も被告の電気工事に従事した。その後、昭和58年6月29日に故Cは株式会社Eを設立したが、依然、被告の専属下請会社であった。故Cは、再入院の直前である平成18年7月まで同社の経営にあたり、被告の現場で電気工事に従事した。

(2) 故Cが従事した被告の工事

以下述べる通り、故Cが従事した可能性のある被告の工事現場のうち、

- ①ヨ記念館新築工事
- ②南港住宅(ポートタウン)建設工事
- ③大阪市立ル中学校分校(ル南中学校)新築工事等
- ④乙ビルディング(地下駐車場)建設工事
- ⑤大阪市立千島体育館新築工事
- ⑥(R-1)梅田駅改造工事
- ⑦夕病院新築工事
- ⑧泉尾第2住宅建設工事
- ⑨大阪市立ヲ高校建築工事等

では、いずれも石綿含有建材ないしその可能性のある建材が大量かつ網羅的

に使用されていた。かかる事実は、およそ建設現場であれば、どの現場であっても石綿含有建材ないしその可能性のある建材が大量かつ網羅的に使用されていることを示している。

したがって、故Cが、被告の建設現場で石綿粉じん曝露したことは明らか明らかである。

なお、被告は、労災認定資料の記載について、事実誤認があるなどとして、「被告に石綿ばく露被害の一切の責任を負わす意図を感じざるを得ない」などと主張するが、被告の指摘する誤りは些細な点であり、労災認定資料の信用性を疑わせるようなものではない。

### (3) 前記各工事現場における石綿粉じん曝露の可能性

#### ア ヨ記念館新築工事

(ア) ヨ記念館においては、天井はフレキシブルシート（ボード）やけい酸カルシウム板、石膏ボード、吹付けロックウール（「R.W吹付け」）が全般的かつ網羅的に使用されており、石綿含有建材の可能性のある建材ばかりであった。

因みに、ヨ記念館新築工事の時期は、昭和48年から昭和49年であり、フレキシブルシート・けい酸カルシウム板（1種ないし2種）・石膏ボード・吹付けロックウールのいずれの建材についても、石綿含有建材が製造されていた時期である。

(イ) 前記石綿含有建材の具体的な使用状況としては、建物の壁について、管理棟1階管理人室和室と同3階和室・宿泊室に石膏ボードが、講堂棟客席や舞台にフレキシブルシートが、同設備機械室、同ファンルームに吹付けロックウールが使用されていた。

建物の巾木は、全般的にソフト巾木が使用されていた。

建物の床については、管理棟地下1階の廊下、同1階の倉庫、同階段や湯沸室、講堂棟の控え室や客席など、多くの場所でビニールアスベストタ

イルが使用されていた。

(ウ) 建物の壁には、モルタル塗り（「MO押」「MO刷毛」）が多く使用されている。モルタルの場合、モルタル自身やモルタルに混ぜる混和剤等に石綿が含まれている可能性がある。

(エ) 以上のとおり、ヨ記念館新築工事においては、建物の床・天井・壁・巾木等において、石綿含有建材ないし石綿含有建材の可能性のある建材を大量かつ網羅的に使用されていた。

#### イ 南港住宅（ポートタウン）建設工事

(ア) 南港住宅（ポートタウン）建設工事の第1，2工区においては、クロスB，S．B軟（軟質石綿板），断熱材のうちK．P．W（石綿けい酸カルシウム板），化粧プラスターボードのジプトーンといった石綿含有建材が使用されており，第3，4工区においては，クロスB，S．B軟，石綿けい酸カルシウム板，S．B（石綿板），V．A．T（ビニールアスベストタイル），F．S（フレキシブル板），F．S（孔）（孔明フレキシブル板）といった石綿含有建材が使用されていた。

(イ) 第1，2工区における前記石綿含有建材及び石綿含有の可能性のある建材の具体的な使用状況としては，室内仕上げのうち，11階から14階の腰壁の間仕切り全般については，石綿含有建材が使用されていた。1階から10階の腰壁の間仕切り全般については，石綿含有建材の可能性のある石膏ボードが使用され，玄関・台所・食堂・便所・脱衣室の腰壁や台所・食堂の天井については，階にかかわらず，石綿含有建材である「クロスB」が網羅的に使用され，玄関・台所・食堂・居室・浴室・便所・脱衣室の天井については，階にかかわらず，石綿含有建材の可能性のある石膏ボードやフレキシブル板が使用された。なお，第3，4工区ではフレキシブル板は石綿含有建材と確定していることからすると，第1，2工区のフレキシブル板も，石綿含有建材である可能性は極めて

高い。バルコニーの隔壁については、軟質石綿板が使用されていた。なお、この他にも、石綿含有建材である可能性のある建材数種類が使用されており、また、ヨ記念館新築工事と同様にモルタル部分についても石綿含有建材である可能性がある。

第3, 4工区における前記石綿含有建材及び石綿含有の可能性のある建材の具体的な使用状況としては、室内仕上げのうち、共用部については、集会所の床、腰壁、天井に石綿含有建材が多く使用されていた。エレベーターホール・ホール・廊下・階段室の天井部分には、石綿含有建材が多く使用され、住戸室内については、第1, 2工区同様、11階以上の階の腰壁の間仕切り全般に石綿含有建材が使用され、1階から10階の腰壁の間仕切り全般に石綿含有建材の可能性のある石膏ボードが使用され、玄関・台所・食堂・便所・脱衣室の腰壁や台所・食堂の天井に、階にかかわらず、「クロスB」が網羅的に使用され、玄関・台所・食堂・居室・浴室・便所・脱衣室の天井については、階にかかわらず、石綿含有建材の可能性のある石膏ボードや石綿含有建材と断定できるフレキシブル板が使用されていた。

(ウ) 以上のとおり、南港住宅（ポートタウン）建築工事においては、建物の床・天井・壁等において、石綿含有建材ないし石綿含有建材の可能性のある建材が大量かつ網羅的に使用されていたのである。

(エ) 被告は、南港住宅（ポートタウン）建築工事において施工したのは2工区だけであり、1工区、3工区及び4工区は他社施工である旨反論し、その根拠として、大阪市都市整備局が作成したという作成日不詳の書証（乙A3）を提出するが、被告のいう「南港住宅（ポートタウン第2住区）2区電気設備工事」が、具体的にどの工区を指しているのかは不明であって、故Cは、1工区から4工区の全てについて従事していた可能性があるといわざるを得ない。また、前記のとおり、1工区から4

工区すべてにおいて、石綿含有建材は使用されていた以上、「2区」電気設備工事が、1工区ないし4工区のいずれか1つ乃至複数を指すとしても、故Cは、石綿粉じんに曝露していたといえる。

ウ 大阪市立ル中学校分校（ル南中学校）新築工事等

(ア) 昭和44年度に「ル中学校分校新築工事」が、昭和45年度に「ル南中学校増築工事（体育館）」及び「ル南中学校増築工事（講堂）」が施工された。「ル中学校分校新築工事」においては、三星プラスチックP、石綿繊維吸音板のミネラートン、石綿吹付（旧J K K、旧L、イセメントK K）といった石綿含有建材が使用されている。「ル南中学校増築工事（体育館）」については、三星プラスチックP、化粧PBのジプトーンという石綿含有建材が使用されていた。「ル南中学校増築工事（講堂）」においては、ビニルアスベストタイル、有孔アスベストラックス（石綿含有けい酸カルシウム板第1種（商品名：アスベストラックス（孔あき吸音板）））、石綿吹付という石綿含有建材が使用された。なお、この他にも、石綿含有建材である可能性のある建材数種類が使用されており、また、ヨ記念館新築工事と同様にモルタル部分についても石綿含有建材である可能性がある。

(イ) 前記石綿含有建材及び石綿含有の可能性のある建材の具体的な使用状況としては、「ル中学校分校新築工事」においては、北棟について、3階の英語教室（NO. 1～3）及び英語準備室の床には、石綿含有建材である塩ビタイルが使用されており、全ての階（1から4階）の廊下・ホールの中木には石綿含有建材である塩ビ中木タイルが使用されていた。天井全般（1から4階の各教室及び階段室、廊下・ホール）について、石綿含有建材の可能性のある化粧PB（石膏ボード）、岩綿繊維吸音板が使用されていた。また、全ての階の男子便所、女子便所、洗面所の天井には、石綿含有建材である「大平板」（石綿含有スレートボード・平板の

略称) が使用されていた。中棟では、北棟と同じく、天井全般(1 から 4 階の各教室及び階段室, 廊下・ホール) について、石綿含有建材の可能性のある化粧 P B (石膏ボード), 岩綿繊維吸音板が使用され、全ての階の男子便所, 女子便所, 洗面所の天井には、石綿含有建材である「大平板」(石綿含有スレートボード・平板の略称) が使用されていた。また、3 階の陶芸教室の天井には、石綿繊維吹付が施工されていた。南棟においては、床材の多くに石綿含有建材の可能性のあるプラスチック(系) タイルが使用され、2 階の放送室前, 資料室の巾木には、石綿含有建材の可能性のある塩ビタイルが使用されていた。地階の機械室の壁には石綿繊維吹付がされ、地階から 3 階までの天井全般及び屋階の電話交換機室, 各階の廊下及びホールの天井について、石綿含有建材の可能性のある化粧 P B (石膏ボード), 岩綿繊維吸音板が使用されていた。1 階のピロティの天井には、電着工法により石綿含有建材の可能性のある蛭石(バーミキュライト)・パーライト吹付が施工されており、全ての階の男子便所, 女子便所の天井には、石綿含有建材である「大平板」が使用されていた。

(ウ) 「ル中学校増築工事(体育館)」においては、1 階計測室, 2 階管理室, 廊下, 4 階ギャラリー(観覧席), 各階階段室の床及び各階階段の踏面には、石綿含有建材であるプラスチック(系) タイルが使用されていた。1 階計測室, 2 階倶楽部室, 管理室, 廊下の巾木には、石綿含有建材である塩ビタイルが使用されており、1 階ホール・廊下の天井, 最上階の階段室の天井には、それぞれ石綿含有建材であるフレキシブルボード, プラスターボード(P B) が使用されていた。また、1 階ホール・廊下には、電着工法により石綿含有建材の可能性のある蛭石(バーミキュライト)・パーライト吹付が施工されていた。外壁廻りのうち軒裏に、石綿含有建材の可能性のあるフレキシブルボードが使用されていた。

(エ) 「ル中学校増築工事(講堂)」においては、1階視聴覚教室、同通路、準備室、2階ロビー、側廊下(A、B)、中2階講堂、3階ロビー、中3階調整室の床には、石綿含有建材であるビニールアスベストタイルが網羅的に使用されており、1階準備室、2階ロビー、側廊下(A、B)、3階ロビー、中3階調整室の巾木には、石綿含有建材の可能性があるソフト巾木が使用されていた。また、中2階講堂の壁の下地には、石綿含有建材である有孔アスベストラックス(旧J株製の石綿含有けい酸カルシウム板第1種)が使用されていた。1階から3階の天井全般に石綿含有建材の可能性があるフレキシブルボード、プラスターボード(PB、化粧PB)が使用されていた。また、2階便所(男子・女子)及び中3階映写室の天井には、石綿含有建材である大平板が使用されており、地階の空調・機械室及び電気室の天井には吹付石綿が施工されていた。さらに、1階玄関ホール、2階ロビー、側廊下(A、B)、中2階講堂、3階ロビー、授乳室の天井には、石綿含有建材の可能性があるパーライト吹付が施工されていた。

(オ) 以上のとおり、大阪市立ル中学校分校(ル南中学校)新築工事等においては、石綿含有建材ないし石綿含有建材の可能性がある建材を大量かつ網羅的に使用しており、一部では石綿吹付も施工されていた。

(カ) 故Cは、昭和45年5月頃から昭和47年5月頃まで夕病院新築工事に従事したが、これと工期の重なる大阪市立ル中学校(ル南中学校)の各建設工事についても、両者がいずれも大規模工事であることを考えれば、電気工が工事現場に入る工期がずれており、両工事に携わることができた可能性がある。

エ 乙ビルディング(地下駐車場)建設工事(地下4階から半地下)

(ア) 乙ビルディング(地下駐車場)建設工事が、故Cが被告への入社直後の時期に行われており、当該工事に際して故Cが行った実際の作業が

「電線や照明器具等の運搬や工具運び，先輩電工の手元助手」程度であったとしても，同工事の現場においてこれらの作業に従事した以上，石綿粉じん曝露したことは明らかである。むしろ見習い期間のため，工事現場の後片づけや清掃作業など，大量の石綿粉じん曝露作業に従事した可能性も十分に考えられる。

(イ) 乙ビルディング（地下駐車場）建設工事においては，アスタイルないしアスタイル（明），アスタイル（暗）（床材），ビニラートタイルといった石綿含有建材が使用された。なお，この他にも石綿含有建材の可能性のある建材数種類が使用され，また，ヨ記念館新築工事と同様にモルタル部分についても石綿含有建材である可能性がある。

(ウ) 前記石綿含有建材及び石綿含有の可能性のある建材の具体的な使用状況としては，建物の床については，運転手控室や廊下，階段室，管理室，電話自動交換室，ロッカー室，事務室，喫茶室，案内室など各階（地下4階から半地下）の多くの場所において石綿含有建材であるアスタイルやビニラートタイルが使用され，建物の巾木については，ガレージ，運転手控室，廊下，管理室，電話自動交換室，ロッカー室，事務室，案内所，階段，案内室など各階（地下4階から半地下）の複数の場所において石綿含有建材の可能性のあるアスタイルやソフト巾木が使用されていた。建物の天井については，ガレージ，電気室，運転手控室，トイレ（W. C），管理室，電話自動交換室，廊下，ロッカー室，事務室，案内所，軽食室，売場，百貨店用ホール，掃除具庫，階段，喫茶室，倉庫など各階（地下4階から半地下）の多くの場所において石綿含有建材の可能性のある石膏ボードやフレキシブルボードが使用されていた。

(エ) 以上のとおり，乙ビルディング（地下駐車場）建設工事においては，石綿含有建材ないし石綿含有建材の可能性のある建材を大量かつ網羅的



に使用していた。

オ 大阪市立千島体育館新築工事

(ア) 大阪市立千島体育館新築工事においては、V. A. T（ビニラス系タイル貼り）、S. B、化粧P. Bのうちジプトン、吹付石綿といった石綿含有建材が使用されている。なお、上記以外に、石綿含有建材の可能性のある建材数種類が使用されている。

(イ) 前記石綿含有建材及び石綿含有建材の可能性のある建材の具体的な使用状況としては、1階については、多くの床に石綿含有建材であるV. A. Tが使用され、事務室や医務室等の巾木には石綿含有の可能性のあるソフト巾木が使用され、天井はほぼ全面に石綿含有の可能性のある化粧P. B、P. B、F. Sが使用された。2階、R階については、階段ホール、ロビー、器具庫などの床で石綿含有建材であるV. A. Tが使用され、巾木として石綿含有の可能性のあるソフト巾木が使用され、天井は、ほぼ全面的に、石綿含有の可能性のある化粧B. P、P. B、F. Sが使用され、ファンルームに関しては吹付石綿が使用された。

(ウ) 以上のとおり、大阪市立千島体育館新築工事においては、石綿含有建材や石綿含有の可能性のある建材が多数かつ網羅的に使用されている。

カ (R-1) 梅田駅改造工事

(ア) (R-1) 梅田駅改造工事については、大阪市（交通局）によれば、同工事に関する図面（「その2の1」ないし「その2の11」）と被告が指摘する工事（「その他7・8」「その11」，「（その12）」「その2の5」「その16」）とは、工事実施時期の全部又は一部が合致するもの（昭和62年1月から平成2年3月）について対応関係があるとのことであった。

(イ) 前記工事においては、ロックウール吸音板、化粧石膏ボード、プラ

スターボード、石膏板、フレキシブルボード、フレキシブル板、波形スレートなど、石綿含有建材の可能性がある建材が使用されており、また、モルタルについても石綿を含有していた可能性がある。

- (ウ) a 前記石綿含有建材及び石綿含有の可能性がある建材の具体的な使用状況としては、「その2の2」について、券売機室の一部の壁にフレキシブルボードが使用されており、券売機室・仮案内所の一部の天井にロックウール吸音板、石膏ボード、化粧石膏ボードが使用されていた。時期的に石綿含有石膏ボードの製造を終えて間もないことから、石綿含有建材の可能性がある。
- b 「その2の3」については、券売機室の巾木・壁、仮女子係員室の壁において、フレキシブル板が使用されていた。また、券売機室・出札室・北係員室の天井にロックウール吸音板が、右箇所に仮駅長分室・仮仮泊室の壁、仮仮泊室の天井を加えた部分に石膏ボードが使用されていた。更に、仮駅長分室・仮女子係員室・仮厚生委員室の天井に化粧石膏ボードが使用されていた。
- c 「その2の4」については、石綿含有建材の可能性がある建材は見当たらなかった。
- d 「その2の5」については、各部屋の天井に、網羅的にロックウール吸音板や石膏ボードが使用されていた。また、便所の天井に、フレキシブル板が使用されていた。なお、「その2の5」については、被告指摘工事と、名称と工事実施時期の両方が完全に一致する。
- e 「その2の6」については、南東券売機室及び出札室の天井において、ロックウール吸音板と石膏ボードが使用されていた。
- f 「その2の7」については、便所の天井において、繊維入り石膏板が使用されていた。また、排水ポンプ室において、波形スレートが使用されていた。

g 「その2の8」については、判読可能な記載からは、石綿含有建材の可能性のある建材は見当たらなかった。なお、同工事実施時期のうち、平成2年4月から10月は、被告指摘工事の実施時期と合致していない。

h 「その2の9」については、判読可能な記載からは、石綿含有建材の可能性のある建材は見当たらなかった。なお、同工事実施時期のうち、平成2年4月から12月は、被告指摘工事の実施時期と合致していない。

i 「その2の10」については、便所（男子・女子）の天井において石膏板が、排水ポンプ室の天井において波形スレートが使用されていた。なお、同工事実施時期のうち、平成2年4月から同年12月は、被告指摘工事の実施時期と合致していない。

(エ) 以上のとおり、(R-1)梅田駅改造工事においては、建物の天井・壁等において、石綿含有建材の可能性のある建材が大量かつ網羅的に使用されていた。

#### キ タ病院新築工事

(ア) タ病院新築工事においては、煙突内部耐火被覆ブロック（品質：石綿）、ビニールタイルC（材質形状：ビニールアスベストタイル）、石綿大平板、大平板、Pタイル（材質：ビニールアスベストタイル）、ビニアスタイル、アスベスト系塩ビタイル、石綿スレートボード、石綿板、塩ビタイル、トムレックス、塩ビタイルといった石綿含有建材が使用された。なお、タ病院新築工事では、前記以外に、石綿含有建材の可能性のある建材数種類が使用されており、また、使用されたモルタルは石綿含有建材である可能性がある。

(イ) 前記石綿含有建材及び石綿含有の可能性のある建材の具体的な使用状況としては、第3期工事においては、煙突内部耐火被覆ブロックに、

石綿含有建材が使用され、本館B棟地下1階、A棟1階、C棟2階など、極めて広範な部分において、アスベスト系塩ビタイル（床）、大平板（天井）といった、石綿含有建材であることが明らかな建材が大量に使用されていた。同様に、本館B棟地下1階、C棟2階など、極めて広範な部分において、フレキシブルボードや岩綿吸音板（主に天井）、石膏ボードや岩綿吹付、不燃性のビニールクロス（主に壁）といった、石綿含有建材である可能性のある建材が、大量に使用されていた。また、C棟地下1階の一部の柱、壁、天井には、石綿吹付けであるトムレックスが使用されていた。

(ウ) 第4期工事においては、体育館の天井や庇軒裏、職員独身寮の床や天井など、広範な部分において、塩ビタイル（床）、（石綿）大平板（主に天井）といった、石綿含有建材であることが明らかな建材が、大量に使用されていた。また、体育館の天井や協議室幕板、職員独身寮や職員宿舎の天井など、広範な部分において、プラスターボードといった、石綿含有建材である可能性のある建材が、大量に使用されていた。

(エ) 以上のとおり、夕病院新築工事においては、建物の床・天井・壁等において、石綿含有建材ないし石綿含有建材の可能性のある建材が、極めて大量かつ網羅的に使用されていた。

#### ク 泉尾第2住宅建設工事

(ア) 泉尾第2住宅建設工事においては、石綿板、太平板、ダイロートン（石綿含有ロックウール吸音天井板の商品名）といった石綿含有建材が使用されていた。なお、前記以外に、石綿含有建材の可能性のある建材数種類も使用され、また、使用されたモルタルについては石綿含有建材である可能性がある。

(イ) 前記石綿含有建材及び石綿含有の可能性のある建材の具体的な使用状況としては、居室部分（1から11階及び1から10階）について、

玄関のPS（上下水道管等を収めた給排水設備配管スペース、パイプスペースの略称）、便所・脱衣室の天井、浴室の天井及び焚口の隔版には、石綿含有建材の可能性がある「フレキシブル板」「フレキシブルボード」「有孔フレキ」が使用されている。また、和室の天井の梁及び壁には、ほぼ全面的に、石綿含有の可能性がある壁紙が使用されており、最上階の天井にもこれが使用されている。共有部分については、ピロティの天井及びエレベーターホール11階の天井には、石綿含有建材である「石綿板」が、用事便所、乳児便所、厨房、踏込、便所、調乳室の天井には、石綿含有建材である「大平板」が、玄関の天井には、石綿含有建材である「ダイロートン」がそれぞれ使用されている。保育室、〇〇〇（判読不能）コーナー、0才児コーナー及び職員室の天井には、石綿含有の可能性がある「プラスターボード」が使用されている。また、休憩室の壁及び現業員室の壁には、下地として石綿含有の可能性がある「フレキ」（フレキシブルボードの略称）が使用され、その上に石綿含有の可能性がある壁紙が使用されている。

（ウ） 以上のとおり、泉尾第2住宅建設工事においては、天井、壁等において、石綿含有建材や石綿含有の可能性がある建材が多数かつ網羅的に使用されている。

#### ケ 大阪市立ヲ高校新築工事等

（ア） 大阪市立ヲ高校建設工事は、①大阪市立ヲ高校新築工事（昭和37年度）、②大阪市立ヲ高校増築工事（昭和38年度）、③大阪市立ヲ高校工場棟其の他増築工事（昭和38年度）、④大阪市立ヲ高校増築工事（昭和39年度）、⑤大阪市立ヲ高校体育館増築工事（昭和39年度）、⑥大阪市立ヲ高校食堂増築工事（昭和40年度）、⑦大阪市立ヲ高校増築工事（昭和41年度）の総称である。

（イ） 昭和37年から昭和41年頃の大阪市立ヲ高校に関する前記①ない

し⑦の各工事と甲ビル新築工事及び乙ビル地下駐車場工事の工期が一部重なっているが、故Cがこれら3工事に従事したことは、故Cの生前の記録（甲A11）からも被告の主張からも明らかである。また、前記の3工事はいずれも大規模工事かつ大阪市内の工事現場であって、相互の移動は容易であり、着工から竣工まで連エ気工事があるわけではない。よって、被告が、従業員を効率的に使用すべく工程を調整しながら複数の工事現場の作業に従事させることは十分にあり得る。よって、故Cは、昭和37年から昭和41年頃の大阪市立ヲ高校に関する7つの建築工事と、一部工期が重なる他の2つの工事のいずれにも従事したといえる。

(ウ) a ①大阪市立ヲ高校新築工事（昭和37年度）においては、ピータイル（塩化ビニルアスベスト系タイル）、●化コルク（「●●アスベスト製」との記載あり。ただし、仕上表には「●化コルク」の記載は見当たらず、「特記仕様」の中で防水工事に関して「以上ノ防水工事ヲ●化コルクヲハサンデ2回行ウコト」と記載されているのみであり、具体的にどの工程において使用されているかは不明である。）、フレキシブル石綿板、大波石綿スレートといった石綿含有建材が使用されていた。なお、前記以外に、石綿含有建材の可能性のある建材数種類が使用されていた。

b ②大阪市立ヲ高校増築工事（昭和38年度）においては、ピータイル貼、●化コルク、フレキシブル石綿板といった石綿含有建材、及び石綿含有建材の可能性のある保冷板が使用されていた。

c ③大阪市立ヲ高校工場棟其の他増築工事（昭和38年度）においては、波形（大波）スレート、ピータイル貼といった石綿含有建材、及び石綿含有建材の可能性のある有孔石膏ボードが使用された。

d ④大阪市立ヲ高校増築工事（昭和39年度）においては、石綿含有建材であるビニアスタイル（ビニールアスベストタイルの略称）、及び石

綿含有建材の可能性があるハードボードが使用されていた。

e ⑤大阪市立ヲ高校体育館増築工事（昭和39年度）においては、石綿含有建材の可能性があるハードボード及びプラスターボードが使用されていた。

f ⑥大阪市立ヲ高校食堂増築工事（昭和40年度）においては、石綿含有建材の可能性があるフレキシブル板及び石膏ボードが使用されていた。

g ⑦大阪市立ヲ高校増築工事（昭和41年度）においては、石綿含有建材であるビニアスタイル、及び石綿含有建材の可能性がある有孔プラスターボードが使用されていた。

h なお、前記①ないし⑦の各工事において使用されたモルタルについては、石綿含有建材の可能性がある。

(エ) 前記石綿含有建材及び石綿含有建材の可能性がある建材の前記各工事における具体的な使用状況については、①ヲ高校新築工事（昭和37年度）の本館の1階から3階及び5階の各階の床のほとんどについて、石綿含有建材であるピータイルが使用されている。また、1から5階の各階のほとんど全ての天井には、石綿含有建材の可能性があるプラスターボード（一部有孔プラスターボード）が使用されている。さらに、5階便所の天井には、石綿含有建材であるフレキシブル石綿板が使用されている。

工場棟の管理室及び工具室の床には、石綿含有建材であるピータイルが使用されている。全て（管理室、工具室及び●材倉庫）の天井には、石綿含有建材の可能性がある有孔プラスターボードが使用されている。また、屋根には、石綿含有建材である大波石綿スレートが使用されている。

(オ) ②大阪市立ヲ高校増築工事（昭和38年度）では、暗室、模型標本室、●器分析実習室・全処理室、プラント制御室、物理教室・準備室の

床には、石綿含有建材であるピータイルが、暗室、天秤室、化学教室Ⅰ・Ⅱ・準備室、物理●●室、物理教室・準備室、●●室、各階の廊下、一般教室、ホールの天井には石綿含有建材の可能性のあるプラスターボード（一部有孔プラスターボード）が、また便所の天井には石綿含有建材であるフレキシブル石綿板（一部有孔フレキシブル石綿板）が使用されている。

(カ) ③大阪市立ヲ高校工場棟其の他増築工事（昭和38年度）のうち、A工場棟部分の屋根には石綿含有建材である波形（大波）スレートが、暗室、材料試験室・準備室の床には石綿含有建材であるピータイルが使用されている。また、一部を除き、ほとんど全て（●前室●●●●●，暗室，材料試験室・準備室，空電室）の天井には、石綿含有建材の可能性のある有孔プラスターボードが使用されている。B工場棟部分の屋根には石綿含有建材である波形（大波）スレートが、木●工場・準備室，●●●試験室，板金工場の準備室の床には、石綿含有建材であるピータイルが使用されており、全て（コンプレッサー室，木●工場・準備室，●●●試験室，板金工場の準備室）の天井には、石綿含有建材の可能性のある有孔プラスターボードが使用されている。

(キ) ④大阪市立ヲ高校増築工事（昭和39年度）では、1，2階とも多くの床には、石綿含有建材であるビニースタイルが、また多くの天井には、石綿含有建材の可能性のある有孔石膏ボードないしハードボードが使用されている。

(ク) ⑤大阪市立ヲ高校体育館増築工事（昭和39年度）では、体育館及び体育教官室の天井には、石綿含有建材の可能性のあるハードボード及びプラスターボードが使用されている。

(ケ) ⑥大阪市立ヲ高校食堂増築工事（昭和40年度）では、便所，体育器具庫，更衣室，従業員室，倉庫の天井には、石綿含有建材の可能性の



あるフレキシブル板や石膏ボードが使用されている。

(コ) ⑦大阪市立ヲ高校増築工事(昭和41年度)では、2階の床全般(音楽室・準備室、保健室)に石綿含有建材であるビニアスタイルが使用されており、1、2階とも天井全般(ホール、女子更衣室、下足室、音楽室・準備室、保健室)に石綿含有建材の可能性のあるプラスターボードが使用されている。

(サ) 以上のとおり、大阪市立ヲ高校新築工事等においては、建物の床・天井等において、石綿含有建材ないし石綿含有建材の可能性のある建材が大量かつ網羅的に使用されていた。

コ 前記各工事現場においては、塗装等に石綿含有の可能性のあるモルタルが使用されているところ、被告は、石綿含有のモルタルは、飛散の危険性も高くない上に、モルタルのコネ場は風通しの良い屋外にあり、電気工の作業場所とは離れている、と指摘する。

しかし、固定後はともかく、練る前のモルタルの原料等が、建設現場に飛散することは、常識的に考えても普通にあることであり、建設現場において、飛散の危険性が高くないなどとはいえない。また、モルタルのコネ場は、「屋外」である必要はなく、「風通しの良い所」であればよいのであって、屋内に設置される場合もあり、塗壁等の場合、乾きやすい上に使用量も少量なので、施工場所で攪拌することもある。よって、被告の指摘は誤りである。

サ 前記各工事現場において使用された建材のうち、その具体的なメーカー名等が明らかにならなかったことから石綿含有建材であると断定できなかった建材のうち、フレキシブル板、けいカル板、ロックウール吸音板については、以下の理由から、石綿含有建材であったといえる。

(ア) フレキシブル板は、昭和27年に発売された石綿スレートボードの代表的製品であり、昭和29年には石綿スレート的一种としてJIS規格

に登場した。当初、セメントと石綿の原料の配合比は68：32とされたが、昭和32年の改正以降65：35に引き上げられた。その生産量は年々増加し、昭和53年時点ではボード生産量のほぼ半数に達し、将来も益々伸びが期待されるとされていた。

a 昭和52年から53年版「建材用途・部位別需要動向と競合性」（建築同友会）によれば、石綿スレートの主要メーカー出荷量推定（ボード・単位：千枚、けいカル板を含む）は、①旧L8300枚、②Z6000枚、③Y5000枚、④イ2000枚、⑤旧ロ800枚、⑥その他17031枚の合計39131枚とされており、上位5社でボード出荷量の約56%を占める。

b 前記主要メーカーのうち、①旧L（株）、Z（株）（現（株）L）は昭和63年に、②Y（株）（現旧Z（株））は平成2年（ただし平板）に、③（株）イは平成3年に、④旧ロ（株）（現ロ（株））は平成10年に、スレートボードについて無石綿製品の製造販売を開始し、又は石綿含有建材の製造販売を中止したことから、前記主要メーカーは遅くとも昭和63年まで無石綿建材を製造販売していなかったといえる。よって、同時期頃までに使用されたフレキシブル板（スレートボードの一種）は全て石綿含有建材であったのである。なお、国土交通省の石綿含有建材データベースによればセ（株）、旧O（株）、Q（株）（いずれも現O（株））も複数のフレキシブル板を製造販売していたが、同社が無石綿のフレキシブル板の製造販売を開始したのは平成3年からであり、主要メーカー以外も、多くは平成に入ってから無石綿建材の製造販売を開始したものと推測される。

c 以上からすれば、昭和63年頃までに製造販売されたスレートボード（「フレキシブル板」の他、平板、軟質フレキシブル板、軟質板、波板など）は全て石綿含有建材と断定でき、それ以降も多くの石綿含有スレ

ートボード，フレキシブル板が使用されたことが明らかである。

(イ) けいカル板は，けい酸カルシウムを含んだ製品で，軽量性に特徴がある。主な使われ方としては，一般建築物の天井材，壁材として使用されている。

a 石綿スレート業界でけいカル板の本格的な生産が始まったのは昭和44年からであり，昭和48年に「石綿セメントけい酸カルシウム板」としてJISが制定された（JISA 5418）。石綿：石灰質原料およびけい酸質原料の重量比は20：80とされ，昭和53年当時，「使用量増加の足取りは素晴らしく，内装材として大きく発展することが期待される」とされている。

b 昭和52年から53年版「建材用途・部位別需要動向と競合性」（建築同友会）によれば，主要メーカーの出荷量推定（単位：千枚）は，①旧J3000枚，②旧L1600枚，③S800枚，④Y800枚，⑤Z500枚，⑥その他1800枚の合計8500枚であり，上位5社でけいカル板出荷量の約79%を占める。これらの主要メーカーのうち，①旧J（株）（現J（株））は平成3年に，②旧L（株），Z（株）（現（株）L）は昭和62年に，③S（株）は平成3年に，④Y（株）（現旧Z（株））は昭和58年に，けいカル板について無石綿製品の製造販売を開始し，又は製造販売を中止した。よって，けいカル板の主要メーカーは，遅くとも昭和58年まで無石綿建材を販売していなかったものであり，同時期頃までに使用されたけいカル板は全て石綿含有建材であった。

c 以上からすれば，昭和58年頃までに製造販売されたけいカル板は全て石綿含有建材と断定でき，それ以降も多くの石綿含有けいカル板が使用されたことが明らかである。

(ウ) ロックウール吸音天井板は，軽量であり，不燃性，吸音性能に優れている。そのため，一般建築物・事務所のほか，学校，講堂，病院等の医

療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。石綿含有ロックウール吸音天井板は、昭和36年に製造開始され、昭和62年に製造終了した。

a 「日本マーケットシェア辞典 1972年版」の企業別シェア（昭和46年6月の生産能力・月産量）によれば、主要メーカーの出荷量・出荷割合は、①ニ98万㎡、46.9%、②S80万㎡、38.3%、③旧ホ20万㎡、9.6%、④へ9万㎡、4.3%、⑤M2万㎡、0.9%であり、上位3社でロックウール吸音天井板の出荷量の約95%を占める。国交省データベースの「石綿含有ロックウール吸音天井板」でも、ほとんどがニ(株)、S(株)、旧ホ(株)の商品であり、この3社は「ロックウール工業会」の会員でもある。同会の「石綿含有製品の製造時期等の調査結果について」の「ロックウール化粧吸音板について」によれば、欄外及び備考欄に石綿の不使用についての記載があることから、これらごく一部の例外を除き、概ね1970年代及び1980年代前半（昭和40年代半ばから昭和50年代半ばまで）に製造販売されたロックウール吸音天井板は、全てが石綿含有建材であったことが分かる。なお、S(株)が無石綿製品の製造販売を開始したのは昭和62年からである。

b 以上からすれば、昭和40年代半ばから昭和50年代半ばまでに製造販売された「ロックウール吸音天井板」は、ごく一部の例外を除き、石綿含有建材であるといえる。

なお、被告がル中学校建築工事に関して指摘しているリ(株)の「ロックスター」は、かかるごく一部の無石綿製品であり、上記のとおり「へ」（現リ(株)）のシェア率はわずかに4.3%である。

(エ) (社)日本石綿協会は、フレキシブル板やけいカル板などの「繊維強化セメント板」に関する業界団体である「せんい強化セメント板協会」や、ロックウール工業会など関係業界団体21団体の協力を得て作成し

た「石綿（アスベスト）無含有建材データ一覧表」を公表している。

同一覧表に掲載されている無石綿建材の多くは1980年代後半以降の製造年であり、「スレートボード・フレキシブル板」については平成3年が、「けいカル板（けい酸カルシウム板第1種）」については平成5年が、「ロックウール吸音天井板」については昭和62年が、いずれも最も古い。同一覧表に掲載されていない無石綿建材が存在する可能性があることを考慮しても、フレキシブル板、けいカル板については1990年代初めまで、ロックウール吸音天井板については1980年代半ばまでは、ほとんど全てが石綿含有建材であったことが分かる。

(オ) (社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」（平成20年2月）によれば、石綿含有建材の調査手法は、第1スクリーニングとして、建築物の種別（一般住宅、共同住宅等）の判別をしたうえで、使用建築材料、施工年、施工部位から石綿含有建材か否かを判断することとされている。「施工年は、石綿含有建築材料の使用との絡みで重要である」「ただし、石綿含有建築材料は、その種類により石綿を含有している時期が異なると共に、石綿含有建築材料を製造している時期でも、並行して無石綿の建築材料を製造していることに留意する必要がある」とされ、原則として石綿含有建材か否かは製造年によって判断されること、同じ種類の建材でも例外的に無石綿建材もあることが記されている。すなわち、石綿含有建材の使用の蓋然性の高低は、建材の商品名まで特定できない場合でも、建築物の施工年（建材の製造年と近似する）から判断できるのである。

同指針の「施工部位と使用目的別の石綿含有建築材の関係」（表3.1から8）によると、次の建材が以下の施工部位に使用されている場合、石綿含有建材の可能性が高いとされている。

① スレートボード（フレキシブル板を含む）

- 共同住宅の内装仕上材（室内天井・壁，廊下天井・壁，間仕切壁，トイレ天井・壁，厨房天井・壁・吊戸棚，浴室天井・壁）
  - 学校／幼稚園／保育園・病院の内装仕上げ材（同上）
  - ビルの内装仕上げ材（トイレ天井・壁，厨房天井・壁・吊戸棚，浴室天井・壁）
  - 特殊建築物（劇場・映画館・ホール・公会堂・デパート・遊技場等）の内装仕上げ材（同上）
  - 運輸関連建築物（駅舎，飛行場，トラックヤード等）の内装仕上げ材（同上）
- ② けい酸カルシウム板第1種（けいカル板）
- 共同住宅の内装仕上材（室内天井・壁，廊下天井・壁，間仕切壁）
  - 学校／幼稚園／保育園・病院の内装仕上げ材（同上）
  - ビルの内装仕上げ材（室内天井・壁，廊下天井・壁，間仕切壁，トイレ天井・壁，厨房天井・壁・吊戸棚，浴室天井・壁）
  - 特殊建築物（劇場・映画館・ホール・公会堂・デパート・遊技場等）の内装仕上げ材（同上）
  - 運輸関連建築物（駅舎，飛行場，トラックヤード等）の内装仕上げ材（同上）
- ③ ロックウール吸音天井板
- 学校／幼稚園／保育園・病院の内装仕上げ材（室内天井・壁，廊下天井・壁）
  - ビルの内装仕上げ材（同上）
  - 特殊建築物（劇場・映画館・ホール・公会堂・デパート・遊技場等）の内装仕上げ材（同上）
  - 運輸関連建築物（駅舎，飛行場，トラックヤード等）の内装仕上げ材（同上）

(カ) 以上のとおりフレキシブル板については昭和63年頃まで、けいカル板については昭和58年頃までに製造販売された建材は石綿含有と断定でき、昭和40年代半ばから昭和50年代半ばまでに製造販売されたロックウール吸音天井板もほとんど全てが石綿含有であった。石綿含有建材から無石綿建材への移行期間を考慮すれば、フレキシブル板、けいカル板については少なくとも1990年代初めまで、ロックウール吸音天井板については少なくとも1980年代半ばまでに使用された建材は、石綿含有である蓋然性が極めて高い。

シ 首都圏建設アスベスト訴訟東京地裁判決（東京地方裁判所平成24年12月4日判決（平成20年□第13069号，平成22年□第15292号）。以下首都圏建築アスベスト訴訟東京地裁判決）という。）においては、環境省の委託による「建築物の解体等における石綿飛散防止検討会」（平成17年検討会）の報告に基づいて、壁材，天井材，間仕切り材などの内装材として多用された多種多様な石綿含有成形板に，長期間にわたり概ね5から25%の含有率で石綿が使用されていた事実が認定されている。前記フレキシブル板等の他，平成17年検討会報告によれば，故Cが従事したことが明らかな被告の工事現場において多用されている「石膏ボード」「ビニル床タイル（Pタイル）」についても，昭和40年代半ばから昭和60年代初めにかけて石綿含有建材が製造販売されており，代表的な石綿含有率はそれぞれ1から5.5%，4から15%であったとされている。

ス また，首都圏建築アスベスト訴訟東京地裁判決は，「国交省データベースには挙げられていないものの，下地調整などの際にモルタルに混合するために用いられた混和剤の中にも，石綿が含有されたもの」があることを認定している。

## 2 被告の主張

### (1) 故Cと被告の関係

故Cが昭和37年に被告に入社し、その後昭和43年頃に被告を退社してD商会に雇用され、その後昭和49年から独立してEを経営し始めたこと、及びD商会及びEが被告の下請業者であることは認めるが、D商会及びEは被告の専属下請業者ではない。

故Cは、H会（被告の行う内線工事の下請業者団体）の安全協力会会長を務めたことはない。故Cは、平成18年に電力部（被告の仕事のうち、電鉄関係の電気工事を担当する部署）の協力会社会安全衛生協議会の会長を務めたことがあるが、わずか3か月のことである。故Cは、昭和58年に設立されたE株式会社の頃から電力部の仕事も受注するようになっていた。

## (2) 故Cが従事した被告の工事

故Cの同業仲間、D商会及び故Cを知る被告の従業員に対して聞き取り調査を行った結果、被告が受注した工事、D商会が下請業者として担当した工事及びEが従事した可能性のある工事であるため、故Cが従事した可能性のある被告の工事現場には以下の工事が含まれている。

- ①ヨ記念館新築工事
- ②南港住宅（ポートタウン）建設工事
- ③大阪市立ル中学校分校（ル南中学校）新築工事等
- ④乙ビルディング（地下駐車場）建設工事
- ⑤大阪市立千島体育館新築工事
- ⑥（R-1）梅田駅改造工事
- ⑦夕病院新築工事
- ⑧泉尾第2住宅建設工事
- ⑨大阪市立ヲ高校建築工事

なお、労災認定資料に書かれている内容には、故Cが被告に入社した時期、従事した作業等に関し、多くの事実誤認や意味不明な点が窺える。

## (3) 各工事現場における石綿粉じん曝露の可能性



前記(2)記載のいずれの工事現場においても、石綿含有建材の使用や、耐火被覆剤としての吹付石綿施工などがなされていたというのは推測の域を出ない。また、建設工事では、工事の進行に伴い部分変更や仕様変更をすることは珍しいことではなく、工事着工前に作成されている設計図に記載されている建材が実際に工事に使用されるとは限らない。

ア ①ヨ記念館新築工事

(ア) 当該工事においては、S. B (石綿板)、PB (穴)、RWTEXについては、ヨ記念新築工事仕上表において、表示略記号としてのみ記載されており、実際には使用されていない。

(イ) V. A. Tは床面にのみ使用されている。

大阪市から当該工事の竣工図を取り寄せて精査したところ、講堂棟1階の舞台上に7か所の床コンセントを確認したが、舞台上の床材は桜材フローリング貼りであり、V. A. Tとは無関係であるから、当該工事において、コンセント等の設置のためにV. A. Tにドリルで穴を開けるような工程は存在しない。

また、V. A. Tは非飛散性のアスベスト建材であるから、タイルを貼る工程でアスベストの曝露は考え難い。

(ウ) 天井・壁の使用建材について石綿含有建材の可能性があるというが、推測にすぎない。

イ ②南港住宅（ポートタウン）建設工事

(ア) 昭和51年10月から昭和53年1月に行った南港住宅2区電気設備工事のことと考えられるが、故Cは昭和49年にE商会を立ち上げて独立して以降昭和58年までの間、被告との間に直接の取引がないことが、聞き取り調査から明らかである。もっとも、D商会に下請に出した工事に、E商会が応援で行っていた可能性は存する。

(イ) 当該工事において被告が施工したのは2工区のみであり、1工区、

3工区、4工区については他社施工であるから、故Cが関与した可能性はない。なお、「区」と「工区」は実務において厳密に使い分けられておらず、同じ意味である。

(ウ) 南港住宅（ポートタウン第2住区）2区電気設備工事につき検討するに、2工区の外部仕上げについては、石綿含有建材は見当たらない。モルタルについては、実際に石綿が含有されている場合は限られており、飛散の危険性も高くないものである。しかも、モルタルのコネ場（モルタルを練る場所）は、セメントが湿気によって硬化する性質を有するため、風通しのよい屋外にあり、電気工の作業現場とは離れている。

本件集合住宅は、14階建ての建物が東西に2棟並び、それぞれの建物には南北方向に住宅が10戸連なり、東西2棟の南北端を階段で結ぶ構造である。住居棟は、住居の前面に狭い共用廊下があり、かつ住居内は間仕切り壁が多い構造のため、建物内にコネ場を設置するだけのスペースはない。また、上階へモルタルや資材、作業員を運ぶため、仮設エレベーターが設定されていたが、当工事現場のように、建築物の周りに十分なスペースを有する場合は、コネ場設置場所は工事進捗に支障を来さないように、仮設エレベーター直近の建築物の外部に設置するのが当たり前である。

(エ) 「ジプトーン」(チ)については、チ(株)に問い合わせた結果によると、「ジプトーン」の商品名のみでは石綿が含有されているとは断定できないとのことであった。また、チ(株)の資料によると、自社商品の、石綿を含有する商品の生産量の割合は、全商品の1%程度であり、殆どの商品に石綿を使用していなかったとしている。ジプトーンには、不燃ジプトーンと準不燃ジプトーンがあるが、準不燃ジプトーンは、石綿含有製品ではない。しかも、本件ジプトーンは、厚さ7mmの製品であるところ、アスベストが含有されていた不燃ジプトーンとは厚さ9mmの製品である。

ウ ③大阪市立ル中学校分校（ル南中学校）新築工事等

(ア) a 昭和45年2月から昭和46年3月にかけて行われた大阪市立ル中学校の新築工事（本館，体育館，講堂）のことと考えられる。聞き取り調査の結果によっても，ル中学校の工事をD商会在担当していたかどうかは不明であり，故Cが従事していたか否かも不明である。

b 故Cは昭和45年5月頃から昭和47年5月頃まで枚方市の夕病院新築電気設備工事に従事している。そして，ル南中学校新築工事（大阪市東住吉区）及び夕病院新築工事（枚方市）は両物件ともに大きな規模の工事であり，距離も離れているので，このような大規模な工事に同時期に参加することは考えられない。しかも，故Cは，昭和45年頃には，約8年目の中堅の電気工であり，ひとつの工事現場に専従しなければいけない立場である。日替わりで，ふたつの工事現場を行き来することはあり得ない。なお，被告の聞き取り調査によれば，故Cは，夕病院の工事に常駐しており，夕病院の工事は多忙であった為，他の工事現場へ出向く可能性はなかったとの情報も得ている。

c 以上のことからすれば，たとえ，ル南中学校で作業従事できたとしても，夕病院の着工までの昭和45年5月頃までと推測できる。そして，この時期のル南中学校の工事は，工事の初期段階であるので，建築工事のコンクリート打設工事に伴い電線管をコンクリートの天井や壁内に埋設する作業が行われている段階である。工事の半ば以降の工程である建築仕上工事の前段階工事であり，石綿曝露とは無縁である。また，体育館新築工事は製図が昭和45年7月であり，講堂新築工事は製図が昭和45年8月であるので，夕病院工事と完全に工期の重なる体育館新築工事，講堂新築工事に従事した可能性はない。

d 仮に，大阪市立ル中学校（ル南中学校）の現場に故Cが行ったことがあったとしても，夕病院工事の現場世話役が，同時期に他工事において

「電気室の配管工事」のような重要な仕事に従事する可能性がないことは常識に照らしても明らかである。

- (イ) a ニ(株)によると、「ミネラートン」の製造期間は昭和43年から昭和44年であり、大阪市立ル中学校分校新築工事建設工事特記事項作成時には「ミネラートン」は存在していたが、実際に工事が行われた昭和45年以降にミネラートンが存在していたかは不明である。また、建築工事特記事項に記載の岩綿繊維吸音板の欄には、「ミネラートン(ニKK)」と共に、「ロックスター(リKK)」 「程度」とある。リ(株)によれば、「ロックスター」は石綿を含有していない。このように、同程度として列記された商品にも石綿を使用していない商品があることも踏まえれば、実際の当該工事に、石綿含有建材の「ミネラートン」が使用されているということを、前記特記仕様書から判断することはできない。
- b 「三星プラスタイルP」と「ジプトーン」については、大阪市立ル中学校増築工事特記仕様書によれば、三星プラスタイルP「程度」、ジプトーン「程度」と記載されている。これは、発注者側がメーカー選定の範囲に幅を持たせて、受注者側に選定を委ねている為であり、この特記仕様書が設計図であることが断定できる。
- c よって、当該特記仕様書をもって当該工事に使用された建材であると、決めつけることはできない。

#### エ ④乙ビルディング（地下駐車場）建設工事

- (ア) 乙ビルディング（地下駐車場）建設工事は昭和36年2月から昭和38年6月まで行われていた。故Cの入社は昭和37年10月17日であるから、当該工事期間は見習いにすぎず、実際に工事に従事していたとは考えられない。見習いの仕事としては、材料の場内運搬といった雑用、先輩電気工の相番等が主な仕事である。見習い期間はおおむね3年

ほどで、見習い期間を経て、電気工としての仕事を任されるようになる。

聞き取り調査によれば、乙ビルは、ス班と呼ばれるチームがメインで工事をしており、故Cが工事に従事していた可能性は極めて低い。さらに、故Cは、昭和37、38年に甲ビル新築工事に従事し、昭和37年から昭和41年度にかけてヲ高校建設工事で電気室の配管作業に従事したというのであるから、これらと工事期間が重複する当該工事に従事したとは考え難い。

(イ) 乙ビルディングの駐車場に関する工事部分（ランプウェイ、ガレージ）については、ビニールアスベストタイル等の石綿含有建材の使用はなく、床コンセントも存在しない。なお、駐車場に隣接する部屋において石綿含有建材が使用された可能性があるのは床のみであるところ、床タイルに使用された石綿は非飛散性アスベストであるから、これによる石綿粉じん曝露の可能性はない。

オ ⑤大阪市立千島体育館新築工事

(ア) 昭和48年3月から昭和49年1月にかけての千島体育館新築電気設備工事については、聞き取り調査によっても、D商会が関与していたかどうか、及び、故Cが従事していたか否かは不明である。

(イ) V. A. Tについては、非飛散性のアスベストであることから、これによる石綿粉じん曝露の可能性はない。ジプトーン（チ）については、前記イ(エ)のとおり、石綿含有建材とは断定できない。さらに、S・Bについては、千島体育館新築工事仕上表には出ておらず、実際には使われていないと考えられる。

(ウ) 前記(イ)を踏まえれば、本件工事現場で問題となるのはR階ファンルームの天井部分の吹付石綿のみである。

カ ⑥（R-1）梅田駅改造工事

(ア) 梅田駅改造工事についても、工事時期は昭和62年から平成2年に

かけてであり，故Cが社長業に専念していた時期であるから，故Cが実際に工事に携わったとは考えられない。

(イ) (R-1) 梅田駅改造電気工事は，大阪市交通局から区割りして複数のゼネコン等に発注された。被告が担当したのは，区割りされた一部を受注したゼネコンの電気設備工事部分のさらに一部（北中階及び中階南連絡通路等）であって，当該工事の「その2の2」から「その2の10」を担当したのではない。そして，被告はEに対して，自己が受注した工事部分のうち，北改札付近エリアのみを発注したのである。

(ウ) 当該工事のように，大阪市交通局の既存各駅・地下鉄工事においては，安全重視の観点から営業時間中の作業はなされず，作業は午前1時から午前4時までの深夜に行われていた。また，現場内の入退場は禁止され，作業員名簿の事前登録が義務づけられる作業場であった。複数の関係者からの証言によれば，当該工事の前記のような特殊性のために会社運営にも支障をきたす為か，故Cが当該工事現場に作業員として参加することはなかったのであるから，作業員として梅田駅構内に入ることがなかった故Cが石綿に曝露することはあり得ない。

#### キ ⑦夕病院新築工事

(ア) 当該工事において被告が受注したのは全棟の電気設備工事であり，これをD商会を含む下請業者3社に発注した，D商会の施工担当範囲はC棟（ただし，一部は他の下請業者が担当していたようである。）であったから，故Cが従事していた可能性がある範囲もこれに限られる。ゆえに，「その2の2」から「その2の12」のうち，その2，4，8，9，12は対象外である。

(イ) C棟に関する，夕病院新築工事第3期本館仕上工事内部仕上表2で，C棟地下の1階の一部床材としてアスベスト系塩ビタイルが使用されている以外に，判読不明の1室にトムレックス吹付けが記されている。同

内部仕上表4では1階C棟部分の室名が判読不明であるが、床材以外にアスベスト含有建材は見当たらない。同内部仕上表5(甲A36の2の6)、同内部仕上表6、同内部仕上表10には、石綿含有建材を使用した部屋はない。同内部仕上表9には床材がV. A. T(アスベスト系塩ビタイル)の部屋が4部屋、浴室の2部屋が天井下地材として大平板が使用されている。

以上のとおり、故Cが作業従事したとするC棟で石綿含有建材が使用されている場所は極めて少なく、床材のアスベスト系塩ビタイル、大平板、トムレックス吹付の3つである。

#### ク ⑧泉尾第2住宅建設工事

(ア) 当該工事において、被告は、東棟の1区の電気設備工事を施工担当した。西棟の2区については他社が施工担当した。

(イ) 居室部分の工事においては、E材工法(合成樹脂線ぴ)が指定されており、当該工法を用いた際に、電気工が建設工事の内装仕上工事及びE材設置工事が進行中の住戸内に入ることはなく、電気工と建築工との重複作業は進捗上からもできない。よって、故Cが居室部分工事において石綿に曝露した可能性はない。なお、E材は、和室、食堂・台所、玄関にも使用されており、使用されていないのは便所(脱衣室)と浴室のみである。

(ウ) 共有部分については、1階のピロティ及び保育所内の幼児便所、乳児便所、厨房、踏込、便所、調乳室等は泉尾第2住宅建設工事「2区」であり、「1区」の施工を担った被告には無関係である。指摘された中で唯一、関係がある場所は「1区」の11階エレベーターホールである。11階エレベーターホールの仕上表には天井部材として石綿板の記載がある。11階は最上階なので断熱のために石綿板を使用していると思われるが、1階から10階の天井はコンクリートのふきさらしであり、石

綿板は使われていない。

(エ) なお、2区の石綿含有建材と思われる建材の使用場所は、最上階（1階）のエレベーターホールと1階のピロティ及び保育所内の一部で、いずれも天井で、そのほとんどは小部屋である。また、工区が異なれば担当下請が異なるのであるから、特別な事情がない限り担当外の下請業者は出入りしない。また、1階エレベーターホールに取り付けられた照明器具は露出型であって、天井ボードの開口作業は必要がない。

ケ ⑨大阪市立ヲ高校新築工事等

(ア) a 昭和39年12月から昭和40年8月にかけて行われた大阪市立ヲ高等学校の管理棟及び体育館の新設、増築工事、増築電気設備工事のことと考えられる。前述のとおり、入社からしばらくは、電気工見習の地位にあり、実際の電気工事を担当することはなく、先輩電気工の手伝いが主な仕事であったと考えられる。聞き取り調査によっても、故Cが担当していたかどうかは不明である。

b 故Cの石綿ばく露歴質問票（甲A11）においては、「甲ビル新築工事」に昭和37年から38年に従事したと記載されており、「乙ビル地下駐車場工事」の工事期間は昭和36年2月から38年6月である。大阪市立ヲ高校増築工事のうち、少なくとも昭和37年度から昭和38年度の工事については、上記二つの工事現場と時期がかぶっている。工期の重複している3工事現場総てで竣工まで従事していたと考えるには無理がある。

故Cは、昭和37年10月に、15歳で電気工見習いとして被告に入社しており、当時、入社して日も浅く、年齢も若い故Cが、これら大規模な3つの工事物件に、戦力として配属されることは考えられず、実際に工事の主要部分に従事していたとは考え難い。

(イ) 大阪市が発表している石綿（アスベスト）が含まれる建築物の一覧



(乙A2)によれば、大阪市が建築した建築物のうち、石綿が使用されている建築物は、ル中学校技術室に限られている。そして、ル中学校の電気工事は確かに被告が受注しているが、この工事をD商会在担当したか否かは明らかではなく、故Cがル中学校で工事に従事していたか否かは明らかではない。また、大規模な工事現場における電気工事は、班ごとに担当箇所が決まっており、各班の従業員は、担当箇所の電気工事を担当するのであるが、故Cの所属していたD班が、技術室に配置されていたか否かについても、不明である。

(ウ) 原告らが施工に従事したと主張している乙ビルディング地下駐車場は、竣工当時、天井、梁、壁ともコンクリート打ちっ放しであり、石綿の吹き付けは行われていない。

(エ) 当該工事には石綿が含有されている可能性のある建材として、ピータイル、ビニアスタイルが使用されている。

(オ) ●化コルクは炭化コルクであり、石綿含有建材ではない。建築工事においては、屋上の断熱材として炭化コルクを使用することがあり、また「●●アスベスト製」とは(「旧J」社製の炭化コルクといったように)企業名と推測される。

(カ) フレキシブル石綿板は、各階便所の天井に使用されている。

(キ) 工場棟の屋根材として大波石綿スレート(波形スレート)が使用されている。なお、2階建て部分は、大波石綿スレートは使用されておらず、下の階の作業で石綿に曝露することはない。

## 第2 故Cに対する被告の安全配慮義務違反の有無(争点2)

### 1 原告らの主張

#### (1) 被告の故Cに対する安全配慮義務の存否

ア 安全配慮義務は、労働者が使用者の指示のもとに労務を提供する過程などにおいて、使用者が労働者の生命及び身体等を危険から保護するように

配慮すべき信義則上の義務であるところ、元請業者は、下請業者の従業員と直接の契約関係にはないとしても、下請業者の従業員に対し実質的に使用者に近い支配を及ぼしている限り、信義則上安全配慮義務を負う。また、元請業者が請負工事の現場管理者として、事実上下請業者を指揮命令下に置き、実質的な支配従属関係が認められた場合には、元請業者は下請業者に対しても、使用者と同様の安全配慮義務を負う。

イ 故Cと被告との関係は、①昭和37年から昭和43年は被告の従業員、②昭和43年から昭和49年は被告の下請業者の従業員、③昭和49年から平成18年は被告の下請業者（個人、法人の代表者）であり、故Cが被告と直接の雇用関係にあったのは昭和37年から昭和43年までであるが、故Cは、その後も専属下請業者の従業員としてあるいは自ら専属下請業者として、被告の現場管理者の指揮命令下のもと労務を提供しており、被告とは実質的な支配従属関係にあった。具体的には、D商会もE電気商会も、その業務は被告の電気工事がほぼ100%であり、故Cら作業員は被告のネーム入りの作業服・ヘルメットを着用し、被告の現場管理者の指示に基づいて残業や徹夜作業なども行った。また、故Cは、被告の下請業者からなる「H会」の安全協力会会長を務めたこともある。なお、被告が昭和54年9月9日まで故Cを自社の厚生年金の被保険者としていたことは、故Cが独立後も被告と密接な関係にあったことを裏付けている。

したがって、被告は故Cに対し、故Cが自らの従業員であった期間のみならず下請業者の従業員としてあるいは自ら下請業者として働いていた場合のいずれにおいても、その生命・身体・健康の安全を保護するよう配慮する義務を負っていた。

(2) 故Cが被告以外の工事に従事していたことについて

ア(ア) 被告は、故Cが他社の現場での応援工事に従事することもあったとし、D商会及びEは被告の専属下請業者ではなかったと主張する。

(イ) しかし、D商会と被告とが密接な関係にあったことは、被告自身が認めるところであって、D商会が被告の下請班（D班）の1つであり、被告がD商会に代わって故Cの厚生年金を負担していたことからしても、故CがD商会時代に他社工事に従事したからといって、それらはあくまで「応援工事」にすぎず、D商会が被告の専属下請であった事実が覆るものではない。

また、当時は高度成長時代の建設ラッシュと重なっていたのであり、従業員や下請班の班員が長期間他社工事に従事する余裕はなく、被告においてこれを黙認するはずもなかった。

(ウ) 以上のとおり、故Cが従業員時代、D商会時代に他社工事に従事した事実は、故Cの工事現場の圧倒的部分が被告の工事現場であった事実を左右しない。

イ 現存する株式会社Eの「法人の事業概況説明書」は以下のとおりである。

① 昭和59年7月1日～昭和60年6月30日

・請負金額合計	5303万6000円
内訳 被告	5264万7000円（99.27%）
被告以外	38万9000円（0.73%）
・工期 被告	1年間（通年）
被告以外	のべ足かけ5ヶ月間

② 昭和60年7月1日～昭和61年6月30日

・請負金額合計	4619万4000円
内訳 被告	4394万7000円（95.14%）
被告以外	224万7000円（5.85%）
・工期 被告	1年間（通年）
被告以外	のべ足かけ7ヶ月間

請負金額からも工期からも、同社が被告の専属下請業者であったことが

分かる。このことは、故C自身が「1 事業の内容」の「(2)工事の受注方法」「C 下請」欄に、「主な元請先」として「H」と記載していることからしても明らかである。

ウ なお、仮に他社の現場での石綿粉じん曝露の可能性があったとしても、その事実はそれだけでは何ら被告の免責事由となり得ない。なぜなら、賠償請求権者は、生じた損害につき基本型不法行為の要件を充たす者が複数存在する場合には、その要件を立証すれば、いずれに対しても全額の賠償を求めるのであって、責任を免れるには事実的因果関係に立つ損害が現に生じた損害の一部であることを立証しなければならないのである。そのため、被告の行為と故Cの損害との間に相当因果関係が認められる以上、被告は自らの寄与割合を立証しない限り、減責が認められる余地はないのである（民法719条1項後段ないし類推適用）。

### (3) 被告の予見可能性について

ア 本件のように労働者の健康被害についての安全配慮義務が問題となる事案における使用者の予見の対象は、「生命・健康という被害法益の重大性にかんがみ、安全性に疑念を抱かせる程度の抽象的な危険であれば足り、必ずしも生命・健康に対する障害の性質、程度や発症頻度まで具体的に認識する必要はない」。

したがって、本件における被告の予見可能性の対象は、「石綿粉じんに曝露すると、石綿肺等の生命・健康に対する重大な被害が発生する危険性があること」である。

### イ 石綿による健康被害についての医学的知見

(ア) 海外においては、石綿粉じんによる健康被害は、石綿産業が勃興した1870年代の約20年後から増大し、1890年代以降、欧米各国で、石綿によるじん肺に関する報告が相次いでなされ、石綿の有害性が認識され、1930年代には（珪肺とは区別された）石綿肺の危険性が、

1950年代には発がん性が、1960年代以降は、家族曝露や環境曝露などの低濃度曝露による発がん性及び中皮腫の危険性が明らかになった。

(イ) 我が国においても、けい肺・じん肺は、金属鉱山を中心とする職業病として、江戸時代から不治の病として知られてきた。昭和2年に鈴木和夫らが国内初の石綿肺の症例を紹介してから後、昭和9年には鯉沼荊吾が「職業病」においてけい肺とは別にアスベスト粉じんがじん肺を起こすことなどを紹介するなど、石綿肺に関する海外の医学的知見が次々と国内で紹介されていった。昭和12年から15年にかけて、保険院社会保険局健康相談所大阪支所の助川浩医師らによって、大阪府泉南郡を中心とする大阪府及び奈良県の石綿工場等19工場、1024名を対象とする石綿肺の疫学的、臨床的調査が実施され、昭和15年3月に、その調査結果として、石綿肺罹患者数と勤続年数、粉塵濃度には相関関係があること等が報告され、今後の石綿肺の予防と治療の適切な対策を樹立すべきことが緊要な課題であることにも言及された。この保険院調査によって、石綿粉じんにより重篤な健康被害が引き起こされることがわが国においても明確になった。

戦後においては、宝来善次博士らによって関西地区で石綿肺の調査研究等が行われ、これらの調査によって得られた知見は、昭和35年のじん肺法制定への有力な資料となった。

#### ウ 我が国における石綿関連施策

(ア) 昭和22年に制定された労働基準法・労働安全衛生規則においては粉じん作業の危害予防策が定められ、同年の労働基準法施行規則35条7号では「粉じんを飛散する場所における業務に因るじん肺症及びこれに伴う肺結核」が業務上疾病の対象とされ労災補償の対象とされた。昭和23年に労働省にけい肺対策協議会が設置されてけい肺巡回検診も実

施され、昭和24年にはけい肺措置要綱等が定められるなどけい肺対策が進んだ。

(イ) 昭和31年には、労働省労働局長が「特殊健康診断指導指針について」と題する通達を出し、石綿取扱業務を有害業務として、石綿取扱業務に従事する労働者に対して、胸部X線検査を行うことを、使用者の自発的措置として勧奨した。

(ウ) 昭和33年には、労働省労働衛生試験研究として、「石綿肺の診断基準に関する研究」が取りまとめられ、石綿肺がけい肺と同等の有害性を有することやその被害の実態、石綿肺の診断基準等が示された。

(エ) 昭和35年に至り、じん肺法が制定され、一定の石綿取扱作業及びそれらの場所における作業についても、同法2条1項3号の「粉じん作業」の一つに規定された。建築現場における電気工事が、「石綿を・・・合剤し、ふきつけし・・・又は石綿製品を切断し・・・する場所における作業」（じん肺法施行規則別表第一の23号（昭和53年改正後は24号））に該当することは明らかである。

エ 被告が石綿粉じん被害について予見可能となった時期

(ア) 前記イ及びウのと通りの経過からすれば、昭和30年代の初めころには、石綿による健康被害についての医学的知見や予防対策に関する工学的知見が確立したといえる。

したがって、被告ら電気設備工事業者などから構成される建築業界においても、遅くとも昭和35年の時点では、建築現場で石綿粉じんに曝露した労働者が、石綿肺等の生命・健康に対する重大な被害を被る危険性を十分に予見し得たというべきである。

(イ) ちなみに、石綿吹き付け材等が用いられた建築物等の危険性については、昭和40年代には家族曝露や環境曝露など少量ないし低濃度曝露による発がん性が明らかになっており、昭和45年以降、一般環境にお

ける大気汚染の危険性が新聞報道で何度も取り上げられたこと、吹付材は接触や劣化により飛散することからすれば、昭和40年代には予見可能であったというべきである。遅きに失するとはいえ、昭和51年通達においては、家族曝露の危険性を前提に、労働者の作業衣の持ち出しが禁じられている。

オ 本件においては被告の予見可能性を否定する事情がないこと

(ア) 使用者は、自己の利益のため、労働者に労働現場における労働等を強制する以上、予め労働者の生命、健康に対する危険性、有害性を十分予測・調査し、生命及び健康を保持するため、万全の具体的措置を尽くすべき極めて高度の注意義務（予見義務、調査義務、結果回避義務）を負っている。被告が故Cを雇用し、あるいは下請けとするなどして、自らの工事現場において被告の指揮命令下で働かせていた以上、被告は故Cとの関係で安全配慮義務を負っているものであり、したがって、被告が高度の注意義務を負っていたことは明らかである。そして、当時既に石綿が石綿肺や肺がん、中皮腫などの原因となるという知見も多数の文献や研究結果等から明らかにされており、被告が少しでも従業員や下請業者のために注意を払っていれば、石綿の危険性については容易に予見できたのであるから、施主や設計・施工管理事務所から、大量の石綿含有製品が使用されていた事実を知られることがなかったとしても、これによって被告の予見可能性は否定されない。

(イ) 仮に、被告が建築建材の使用について関与する立場になく、危険性の開示を受けることがなかったとしても、このことが被告の予見可能性の有無を左右することはなく、むしろ、被告が自らの工事現場での使用建材について何らの関心も注意も払わなかったのであれば、それ自体、被告の注意義務違反の重大性を根拠付ける事実となる。

(ウ) また、建設アスベスト横浜地裁判決（横浜地方裁判所平成24年5

月25日判決（平成20年□第2586号，平成22年□第2160号）。以下「建築アスベスト横浜地裁判決」という。）が述べるとおり，仮に，国が昭和47年当時に石綿の使用を全面的に禁止すべきであったとはいえないとしても，これによって被告の安全配慮義務が軽減されるものでも，石綿の危険性についての予見可能性が否定されるものでもない。一般には，日々労働者に接し，労働現場を熟知している使用者こそが，労働現場の危険性や取扱物の有害性に関して最もよく把握しているはずであり，どの具体的状況に相応した予見義務ないし調査義務が認められるべきである。前記建築アスベスト横浜地裁判決自体，昭和47年当時に石綿粉じん曝露で肺がんや中皮腫を発症するとの医学的知見が確立していたことは認めており，また，そもそも建築現場は石綿含有建材を使用し大量の石綿粉じんが飛散していた労働現場であり，決して一般環境のような低濃度曝露の現場ではなかったのであるから，前記建築アスベスト横浜地裁判決の判断を用いて被告の予見可能性を否定することはできない。

なお，首都圏建設アスベスト東京地裁判決は，石綿肺に関する医学的情報は昭和33年3月頃，肺がん・中皮腫に関する医学的情報は遅くとも昭和47年頃に集積したと認めており，この点からしても，被告の予見可能性が否定される余地はない。

(エ) 国の規制権限不行使の違法を基礎付ける事実と，事業主の安全配慮義務違反，不法行為を基礎付ける事実とは各々異なるものである。事業主は，国の法規制を待つまでもなく，また国の規制権限不行使が必ずしも違法とならない場合においても，労働者や下請業者の生命・健康に対する危険性について，独自の予見義務・調査義務，結果回避義務を負っている。事業主は，自己の提供する労働現場，施設などの安全を積極的・主体的に調査し，その結果に基づいて，労働者や下請業者の生命・健康



が損なわれることのないよう、常に最高度の知識、技術をもって、労働者や下請業者の健康を保持することが求められるというのが安全配慮義務、不法行為の結果回避義務の内容である。

(4) 被告の負う安全配慮義務の内容及びその違反の有無

ア 被告は、前記(1)ア及びイのとおり、故Cら労働者や下請業者らに対しその生命・身体・健康の安全を保護するよう配慮する義務を負っていたのであるから、労働者や下請業者らが石綿粉じんを含む粉じんに曝露して健康被害を生じることがないように、昭和35年以降、具体的には以下の各義務を一体として、総合的、体系的に実施すべき義務を負っていた。

(ア) 作業環境管理義務（粉じんの発生抑制・飛散防止、堆積した粉じんの飛散防止措置、石綿粉じん発生区域への立入禁止、石綿使用箇所の調査把握、定期的な粉じん測定とそれに基づく作業環境状態の評価など）

(イ) 作業条件管理義務（最適な呼吸用保護具の支給と確実な着用、洗浄設備の設置と手洗いやうがい等の実施、石綿粉じん曝露時間の短縮など）

(ウ) 健康等管理義務（石綿粉じん教育、石綿粉じん測定の告知等、取扱上の注意事項等の表示、定期専門健康診断と早期罹患者対策の実施など）

イ しかるに被告は、①粉じん発生抑制・飛散防止のための空気換気、局所排気装置の設置、湿潤化、石綿粉じん発生区域への立入禁止、石綿使用箇所の調査把握、定期的な粉じん測定とそれに基づく作業環境状態の評価などの措置をとらず、②防護衣や呼吸用保護具（防じんマスク）等を支給し着用させるなどの措置、洗浄設備の設置と手洗いやうがい等の実施、石綿粉じん曝露時間の短縮などの措置をとらず、故Cら労働者や下請業者らに対し、③石綿粉じんに曝露することによって生じる健康被害の危険性などの教育（じん肺教育）、石綿粉じん測定の告知や取扱上の注意事項の表示、じん肺健康診断なども受けさせなかった。

ウ 以上のとおり、被告に故Cに対する安全配慮義務違反があることは明らか

かである。

## 2 被告の主張

### (1) 被告の故Cに対する安全配慮義務の存否

ア 故Cは、昭和43年以降は被告の従業員ではないのであるから、同年以降、被告が故Cに対して安全配慮義務を負うことはない。

イ(ア) D商会及びEは被告の専属下請業者ではない。

D商会の仕事が、被告の下請工事が多かったことについては認めるが、被告が同社に対してその業務や受注先を規制、指導したことはなく、同社は独自に営業や電気工事の受注を行い、他社の工事にも参加していた。よって、同社との間に継続的な指揮監督関係はない。

(イ) 鉄道電気工事部門の「電力部協力会社安全衛生協議会会則」の第5条には、会員資格として「本会は、会社が発注する工事を受注する協力会社をもって構成する。原則として会社業務協力会社とする。」となっており、「専属」を会員条件とはしていない。

(ウ) 被告の工事に従事する下請業者に、被告の請け負った工事現場で作業に従事する際、被告のヘルメットや作業服の着用を要求するのは当然のことであり、同業他社においても一般的な行為である。なお、トラックや、高所作業車に被告社名が書かれていることについては、被告が要求したものではなく、被告の了解も得ないまま行われていたものである。

### (2) 故Cが被告以外の工事に従事していたこと

D商会及びEは、それぞれ被告以外の工事現場で電気工事を行っていたのであるから、D商会及びEが専属下請業者ではない。

ア 故Cの従事した応援工事

(ア) 昭和40年代50年代当時は、新築工事の基礎工事から躯体立ち上がりまで相当時間がかかり、またコンクリート打設から次のコンクリート打ちまでの時間が多くかかったため、現在に比べ、電気工には空き時

間が多く存在した。そこで、当時の電気工は、他現場へ応援に行くことがよくあった。加えて、被告の受注規模では、施工物件が完成すると同時に新規物件の工事が始まることは珍しく、下請け業者、孫請け業者は、その間は収入が得られないため、対応策として同業仲間を通じて応援工事を探すことが多々あった。

(イ) 被告が、故Cの同業仲間や被告社員から聞き取り調査を行った結果によれば、判明しているだけでも、故Cは、以下の他社工事現場において、電気工事に従事している。

- ① UR都市機構
- ② 民間既設建物改修
- ③ 丙1病院，丙1キャンパス
- ④ (株)丙2 (枚方市)
- ⑤ (株)丙2 (八尾市)
- ⑥ 丙3
- ⑦ 丙4
- ⑧ 丙5
- ⑨ 丙6製鋼所
- ⑩ 丙7製作所
- ⑪ 丙8
- ⑫ 丙9(株)平野工場
- ⑬ 丙9(株)郡山工場
- ⑭ ホ(株)TWIN21
- ⑮ 丙10高槻店
- ⑯ 丙11小学校
- ⑰ 屋内プールのある新築建物建設工事
- ⑱ 丙12競技場

⑱ その他工事

以上のように、故Cは、被告の専属下請けではなかったことは明らかである。また、前述のように、昭和49年から昭和58年にかけては、故C（E商会）はそもそも被告と取引関係すらなかったのである。

また、Eの事業概要説明書に記載されている昭和58年度から昭和60年度の各所得金額は、当時の故Cの生活状況から考えて、少なく、この他にも収入があったことが窺われる。

イ 原告らの主張によれば、昭和59年度のEの仕事の内容は、請負金額については被告の仕事が99.27%とほとんどを占めているのに対し、工期については、被告以外の工期がのべ足かけ5か月と長期間に及ぶなど、被告以外の仕事について受注金額があまりに少額であるのに対して、工期が長期間に及ぶという、経営として不合理かつ整合性を欠く状態になっている。

また、昭和59年、昭和60年頃は、故Cが昭和49年にD商会から独立したのち経営トップとして約10年が経過していたころであり、また、昭和58年には個人商店を株式会社化した時期である。このような時期に、被告以外の受注がほとんどなく、請負金額の90%以上が被告の受注であるとは考えられない。

さらに、被告の請負金額は、材料費込の金額であることなどからすれば、請負金額のみによる単純な比較はできない。

加えて、当時の故Cの生活状況からすれば、故Cが被告の下請け以外に、相当多数にわたる応援工事を行っていたことは間違いのない事実である。

ウ 以上の点に加えて、D商会がかかわったと考えられる工事をすべてつなぎ合わせても、年に1回あるかないかの工事で経営が成り立つわけがないこと等も考慮すれば、故Cが途切れることなく被告の現場工事に従事していたとはいえない。

(3) 被告の予見可能性について

ア 雇用契約の付随的義務としての安全配慮義務の前提として使用者が認識すべき予見義務の内容は、生命・健康という被害法益の重大性に鑑み、安全性に疑問を抱かせる程度の抽象的な危惧であれば足りるとされたのは、炭鉱粉じんや石綿粉じんの充満している場所での長時間にわたる作業に関する事例であって、本件のようにそれ自体石綿粉じんを発生させる工程のない電気工事とは事案を異にする。本件のような事案の場合には、具体的危険に対する予見可能性を前提とすべきである。

イ じん肺法の規制対象や労働省の指導は主として石綿を用いた製品の加工等石綿を直接に取り扱う事業場等が念頭に置かれており、石綿吹付材等が用いられた建築物危険性が一般的に広く認識され、その対策が課題とされるようになったのは、昭和の終わりから平成にかけての時期であって、それ以前においてはその耐火性からむしろ使用を奨励されさえしていたのである。

ウ 故Cが従事したとする工事の大部分は官庁物件であるが、官庁物件では、建築工事、空調・衛生工事、電気工事、昇降機工事を各々の専門工事業者に発注するのが一般的であり、大型民間物件でも同様の発注形態を採っていた。そして、各施工業者は施主や設計・施工管理事務所の下で開催される定例会議において安全作業確認や工程進捗確認を行い、日々の定例会議では建築業者（ゼネコン）が主体となり安全作業確認、工程調整会議を実施していた。昭和37年から昭和59年頃にかけては、工事現場における前記会議において、施主、設計・施工管理事務所から、工事に使用される建材の石綿含有の有無、使用場所への立入制限、危険性の開示がなされることはなく、また、被告は石綿建材の使用可否の決定権限を有す立場にはなかった。建築建材の使用については、その決定権は発注者である国や地方公共団体であり、ゼネコンが購入、使用するのであって、被告はその決

定、使用に一切関与することはないし、関与する立場でもなかった。また、その使用や、危険性の開示を受けることもなかった。

以上のとおり、被告には、昭和37年から昭和59年頃の工事に関し、建材が石綿を含有しているか否かについて全く情報がなかったのであるから、そのような被告に、国や製造業者、建築業者でさえ気付かなかった危険を予見できたはずはなく、また、これを防ぐ手段もなかった。

エ 建築アスベスト横浜地裁判決においては、国でさえも、昭和47年の時点において、石綿の使用を全面的に禁止すべき物質と見るべきであったと認められないとの判断がなされている。

一般建築物の吹付石綿についての危険性は、昭和62年頃の学校パニックによって世間が認知し出すようになり、平成7年の阪神淡路大震災の際に再び社会問題として取り上げられるようになった。その後、平成17年に石綿を製造していた株式会社クボタが多数の従業員に加え、工場周囲の一般住民にまで石綿被害が及んでいたことを発表すると、大きな社会問題となり、同年7月には石綿の危険性についての規制である「石綿障害予防規則」が施行された。被告は石綿を直接取り扱う業種ではないため、石綿の危険性についての認識は一般人と全く変わらないのであるから、早くとも学校パニックの報道がなされた昭和62年以前には、石綿の具体的危険を認識することは不可能であるから、昭和62年以前の工事につき、安全配慮義務の前提となる予見可能性は認められない。

#### (4) 被告の負う安全配慮義務の内容及びその違反の有無

そもそも、被告は故Cに対して安全配慮義務を負っていないのであるから、その違反もない。

### 第3 被告の工事における故Cの石綿粉じん曝露及び当該石綿粉じん曝露と悪性中皮腫罹患との因果関係（争点3）

#### 1 原告らの主張

(1)ア 法的因果関係の立証に関するリーディングケースである、ルンバール事件最高裁判決（最高裁第二小法廷判決昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁。以下「ルンバール事件最高裁判決」という。）の要点は、①訴訟上の因果関係（法的因果関係）の立証では、原因と結果との間の因果の流れをすべて立証することを要する自然科学的証明は必要でない、②しかし、経験則に照らした高度の蓋然性を証明することは必要である、③その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度の真実性の証明で足りる、というものである。

そして、これまでの公害訴訟等においては、上記最高裁判決を踏まえて、各事件の特殊性を加味した法的因果関係立証の工夫が行われてきており、たとえば、気管支ぜんそく等の非特異性疾患と大気汚染との因果関係の立証においては、有症率等において有意な関係が見られる場合には、当該大気汚染と汚染地域で生活している住民の気管支ぜんそく等の公害病発症との因果関係が推定され、加害者側が因果関係を否定しようとする場合には、専ら他原因によることを立証しなければならないとされている。

イ 前記ルンバール事件最高裁判決と公害訴訟等における法的因果関係立証の到達点は、本件における因果関係の立証においても十分に参考になる。何故なら、故Cは、職業性の石綿粉じん曝露によって中皮腫に罹患したことは明らかであるが、中皮腫の潜伏期間が20年から50年と長期であることに加え、電気工として長年稼働していたことから関わった建設工事現場は相当多数に上り、かつ、古い工事現場ほど資料収集が困難なことから、中皮腫を発症させた石綿粉じんがどの工事現場における石綿粉じんかを厳密に特定することは事実上不可能だからである。

ウ 前述の本件の特殊性を踏まえて、本件における故Cの中皮腫発症と被告の工事現場における石綿粉じん曝露との因果関係については、①故Cが中皮腫を発症した事実、②中皮腫の原因としては、石綿粉じん曝露しか考え

られないこと、③故Cの石綿粉じん曝露は建設現場での職業性曝露であること、④故Cの職種である電気工が石綿粉じん曝露の多い職種であること、⑤故Cの建設現場の圧倒的部分が被告の建設現場であること、⑥被告の建設現場では大量の石綿含有建材が使用され、石綿粉じんの飛散があったこと、から、一般人が疑いを差し挟まない程度の真実性を持って高度の蓋然性が証明されるものである。

エ なお、故Cの悪性中皮腫発症が環境曝露が原因であるという主張立証、被告の工事現場では他の建設現場と違って石綿粉じんの飛散がない、あるいは中皮腫を発症させないほどのごく微量の石綿粉じんの飛散しかないとの主張立証、被告の建設現場における故Cの電気工としての仕事は、電気工とは言っても石綿粉じん曝露がないか、あるいは中皮腫を発症させないほどのごく微量の曝露しかない例外的な仕事であるという主張立証等は、いずれも被告の反証に属するものであるところ、現時点において、被告は様々な主張を行っているものの、それを裏付けるような証拠は全く出されていない。

オ 前記①及び②については原被告間に争いはなく、③については主要な争点ではない。④については、後記(5)ウのとおり、電気工は石綿粉じん曝露の多い職種であるといえる。

(2) 故Cが電気工事作業に従事した工事現場の圧倒的部分が被告の建設現場であること

ア 被告の従業員時代（昭和37年から昭和43年）

故Cは、平成37年に被告に入社し、昭和43年頃まで被告の従業員であった。よって、当該期間中に故Cが従事した建設現場のほとんどが被告の建設現場であったことは明らかである。

故Cは、独立時代においても約10年間で260件を超える被告の工事現場に関与していることからすれば、6年間の従業員期間において少なく



とも100件を超える被告の工事現場に関与していたと考えられる。

イ D商会の時代（昭和43年から昭和49年）

(ア) 故Cは、昭和43年から昭和49年頃まで、D商会の従業員として建築工事に従事していた。D商会の代表者であるDのD班は、被告の下請班の一つであり、被告と密接に関係する専属下請先であった。故Cは、被告の従業員時代である昭和41年頃にD班に配属されたことから、Dと共に仕事をするようになった。

(イ) 故CがD商会の従業員であった期間は、すべて被告の従業員として厚生年金に加入している。厚生年金は、当該会社の従業員が加入し、かつ、当該会社は、従業員を加入させ、企業負担分の年金を支払う義務を負うのが本旨であり（厚生年金保険法）、被告とD商会の間に、相当緊密な関係（専属下請け）がない限り、被告が、D商会に代わって、厚生年金を負担することなど考えられない。故CがD商会の従業員であった期間の全てが、被告の従業員として厚生年金に加入していたことからしても、被告とD商会が密接な関係にあったことは明らかである。また、労災認定記録の調査結果復命書の「調査官意見」（同5頁）において、D商会を「H工業（株）の下請である当該事業場」と明記されていることもこのことを裏付けている。

(ウ) 故Cが、昭和49年にD商会を退職した後、被告の下請けとして、被告から大量に下請受注を行っていることからすれば、同じ下請けであるD商会も被告から大量の下請工事を受注していたことは明らかである。故Cは、独立時代でも約10年間で260件を超える被告の工事現場に関与しているのであるから、D商会の期間においても、具体的な特定は不可能であるが、少なくとも100件を超える被告の工事現場に関与していたと考えられる。

ウ 独立時代（昭和49年以降）

故Cは、昭和49年にD商会を退職し、以後独立して業務請負の形で被告の工事を請け負っていた。

昭和60年、昭和61年の法人の事業概況説明書によれば、Eの工事の受注方法の95%以上は被告からの受注であったことが認められ、支払実績一覧表（甲A52）によれば、故Cが平成7年から平成16年までの間に関与していた被告の建設現場は合計267件にも上り、工期ベースで見れば平成5年4月1日から平成17年3月31日に至るまでの12年間、間断なく被告の業務に従事していたことが分かる。このように、故C及びEは、長年にわたって継続して多くの工事を被告から受注しており、加えて、故CがD商会を退職して独立した後も、昭和54年9月9日まで被告の厚生年金に加入していたこと、労災認定資料の聴取書に「業務請負の形でH工業の仕事をもらっていました。」と明記されていること、故Cが被告と極めて密接な関係のある業者がメンバーとなる被告の電力部協力会社安全衛生協議会のメンバーであり、会長を務めたこともあったこと、及び、故Cらが被告のネーム入りの作業服やヘルメットを着用し、(株)Eの所有するトラックや高所作業車にも被告の名称を併記し、かつ他社工事に従事する際もこれらを使用していたことを考慮すれば、故C及びEが被告の専属下請であったことは明らかである。

エ 以上のとおり、故Cが関与していた建設現場の圧倒的多数は、被告の従業員時代はもとより、D商会の従業員時代、独立時代のいずれをとっても被告の建設現場であった。

前述のような中皮腫の潜伏期間から考えれば、最初に悪性中皮腫と診断されたのが平成16年7月であり、故Cは、昭和37年から昭和59年頃の石綿粉じん曝露によって中皮腫を発症した蓋然性が高く、その期間の工事現場の圧倒的多数は被告の建設現場であり、故Cが被告の建設現場で曝露した石綿粉じんによって中皮腫を発症したことは明らかである。

オ なお、仮に、被告が主張するように、故Cが従業員時代、D商会時代に  
従事した工事現場は多くともそれぞれ10件程度であるとすれば、故C(E)  
は、平成5年4月1日から平成17年3月31日に至るまでの12年間、  
間断なく、特定されている9件を含む20件程度の被告の工事現場に従事  
していたことになるのであるから、いずれにせよ故Cの工事現場の圧倒的  
部分が被告の工事現場であった事実は左右されない。

カ 被告は、故Cが従事した可能性のある被告の工事現場のうち、梅田駅改  
造工事は、昭和60年ころ以降の電気工事であって、①故Cは社長業に専  
念しており、実際に工事に携わったとは考えられない、②中皮腫の潜伏期  
間は約20年から約50年といわれており、故Cの中皮腫発症との因果関  
係はない等と主張している。

しかし、Eは、従業員は常勤役員4名（うち1名は原告A）のいわゆる  
同族会社であり、社長である故C自らが率先して工事現場に出向き、実際  
に電気工事を行うとともに、他の従業員や下請業者への指示、被告の現場  
管理者らとの打ち合わせなどを行っていたのであり、昭和60年頃以降も、  
故Cは実際に被告の現場で電気工事に携わっていた。このような状況は故  
Cが平成16年7月に中皮腫と診断された後も同様であり、故Cは再入院  
直前である平成18年7月頃まで、体調が許す限り現場に出向いていたの  
である。

また、中皮腫の潜伏期間については、約20年から約50年というのは  
一般的なものにすぎず、これより短い場合も長い場合もある。したがって、  
昭和60年代の被告の工事についても、故Cの中皮腫発症との因果関係が  
ないとはいえない。

(3) 被告の建設現場では大量の石綿含有建材が使用され、石綿粉じんの飛散が  
あったこと

図面等が入手できた故Cの従事した可能性がある被告の工事現場9カ所

(前記第1(2)ア)では、全ての現場でフレキシブル板が主に天井板などの内装材として大量かつ網羅的に使用されている。また、ヨ記念館及び南港住宅(ポートタウン)ではけいカル板が、ル中学校、タ病院、ヨ記念館、R-1梅田駅ではロックウール吸音天井板が間仕切りや天井材として使用されており、このうちR-1梅田駅の「ロックウール吸音天井板」は施工年が昭和62年ないし昭和63年であるため石綿含有建材であることが事実とまではいえないものの、その他についてはほぼ全て石綿含有建材であるといえる。かかる事実は、故Cが従事した他の被告の工事現場においても、同様に石綿含有建材が大量かつ網羅的に使用されていたことを推認させる。

ちなみに、フレキシブル板もけいカル板も、石綿含有率10から20%程度の比較的高率の製品が多く、中にはZ(株)の「タイラックス」(けいカル板)のように30%の製品もある(甲A27)。

加えて、後記(5)ア(ウ)のとおり、一般的に建設現場においては大量の石綿粉じんが飛散していたとこと、及び、被告の施工方法等が一般的な工事現場と異なる部分は認められないことを考慮すれば、故Cが従事した建設現場を含む被告の建設現場においては、大量の石綿粉じんが飛散していたと考えられる。

#### ア 南港住宅(ポートタウン)建設工事

(ア) 被告は、南港住宅(ポートタウン)建設工事においてはパネル工法が利用されていることや、E材を使用した特殊な工法であることを理由に、当該工事において故Cが石綿粉じんに曝露したことを否定する。

(イ) しかし、パネル工法においてはベニヤ板が利用されることがほとんどであるところ、南港住宅(ポートタウン)建設工事工区特記仕様書3を見ると、間仕切りパネルは「複合型」とされ、しかも、「石綿けい酸カルシューム板」など、重量があり、それほど衝撃に強くない建材が含まれていることからすると、被告が指摘した記載のみから、直ちにパネル

工法であるとはいえない。また、仮にパネル工法が採用されていたとしても、パネル工法は間仕切りにおいて採用されているだけであり、全ての工事にパネル工法が採用されているわけではなく、通常の工法も並行して行われている。例えば、天井にパネル工法が用いられることはないことに加え、必ずしも躯体工事が寸分狂わず設計図面通りに施工されるとは限らず、微調整のために、現場での切断作業などがあった可能性は十分にある。よって、被告の主張は失当といえる。

(ウ) また、南港住宅（ポートタウン）建設工事においてはE材が使用されてはいるものの、南港住宅（ポートタウン）建設工事工区特記仕様書2の記載からすればE材が使用されたのは内装パネル部分のみであって、その他の電気工の業務は通常の工事と異ならないと考えられること、E材を利用しても電氣管路をコンクリートの天井や壁に埋設する作業が全てなくなるわけではないことに加え、厚生労働事務官西山美枝子作成の請求人聴取書には、故Cは「電氣配線のための管工事を行う」と明記されているのであるから、故Cは、どの工事現場においても電気工として通常通り作業していたと考えるのが自然であることからすれば、故Cが、前記工事中の建物に入らず、E材内に通す電線の寸法切取作業だけを担当していたとは考えられない。

#### イ エビルディング（地下駐車場）建設工事

被告は、故Cは駐車場のみを担当していたことから、廊下や各部屋で使用されたアスベスト建材に曝露する可能性はないと主張するが、前述のとおり前提が誤っている。故C自身、石綿含有建材を切断するなどの電気工事を行っており、石綿粉じんに曝露した。仮に、百歩譲って、故Cが担当した工事が「駐車場」のみであって隣接する各部屋には立ち入ったことがなく、移動には作業用仮設エレベーターやランプウェイを利用し、工事中の階段を利用することがなかったとしても、繰り返し述べたとおり、石綿

粉じんは極めて微細で広範に拡散し、長時間浮遊する等の性質を有することから、故Cが、他の建設作業従事者の作業により発生・飛散した石綿粉じんに間接的に曝露することは避けられなかった。とりわけ、本件工事は地下工事であって、密閉度が高い分、故Cは高濃度の石綿粉じんに曝露したと考えられる。

#### ウ 大阪市立千島体育館建設工事

大阪市千島体育館新築工事が行われた当時、故Cは世話役を担っていたが、世話役は職人が取付け等の作業を行った場合、必ず施工状況の確認を行うものであり、また、工事現場においては吹付石綿を吹き付ける際に工事現場に広範に石綿が飛散することによる石綿曝露の危険性等もある。さらに、吹付石綿には、主に石綿の中でも危険性が高いクロシドライトやアモサイトが含有されていたことも踏まえれば、故Cが世話役という立場であったことは、前記工事現場において石綿粉じんに曝露したことを否定する事情ではない。

#### エ 泉尾第2住宅建設工事

(ア) 泉尾第2住宅建設工事においては、南港住宅（ポートタウン）建設工事と同様、E材が使用されているが、居室部分のうち、和室の天井の廻縁に使用されているのみであり、E材を利用しても電線管路をコンクリートの天井や壁に埋設する作業が全てなくなるわけではない。また、電気工が、天井や壁の建築業者と同時並行作業を行うことは不可避であること、照明器具の天井ボード開口作業に際して石綿粉じんに曝露する機会があることからすれば、前記のとおり、天井等の多くの部分に石綿含有建材が使用されている泉尾第2住宅建設工事の居室部分工事において、故Cが石綿粉じんに曝露したことは確実である。

(イ) 被告は、泉尾第2住宅建設工事において被告が担当したのは「1区」の工事だけであったと主張するが、「1区」と「2区」は隣接しており、

石綿粉じんが広範な飛散性・長時間の浮遊性・高い再飛散性を有していることに鑑みれば、故Cは、「2区」の工事現場から発生・飛散した石綿粉じんにも曝露した可能性が十分にある。

オ 大阪市立ヲ高校建設工事

(ア) 被告は、ピータイル、ビニアスタイルについて、床タイル工程と電気工に同時作業はなく、かつ、これらは非飛散性のアスベストであると主張するが、同時作業や非飛散性のアスベストによる曝露の可能性については、後記(5)ウ(ア)h及び同ウ(イ)のとおりである。

(イ) 一般に屋根の工事中は、屋根の直下階での作業は禁止されるものの、直下階より下の階は作業可能であり、屋根工事と電気工事が同時並行的に行われる場合もある。ヲ高校建設工事において大波石綿スレート屋根が使用されているA工場棟は2階建であり、屋根工事と並行して1階部分の電気工事が行われた可能性がある。また、石綿粉じんの広範な飛散性からすれば、工場棟以外の電気工事を行っていたり、電気工事の準備等のために工事現場付近に出入りしたり際に、工場棟の屋根工事から発生した石綿粉じんに曝露する可能性は十分にある。また、石綿粉じんの長時間の浮遊性・高い再飛散性からすれば、屋根工事から発生し、建物の床面などに滞留した石綿粉じんに、後日の電気工事の際、曝露した可能性もある。

したがって、電気工が屋根工事に関与しないことは、屋根材からの石綿粉じんに曝露する可能性を否定する根拠とはなり得ない。

(ウ) ヲ高校建築工事がなされた時期は、故Cは被告に入社して間もない時期であったことから、故Cが従事した作業内容が電気工事の主要部分ではなく、補助的・助手的な作業であったとしても、工事現場において従事した以上、石綿粉じんに曝露したことは明らかである。むしろ、入社間もない時期であったため、工事現場の後片付けや清掃作業など、大

量の石綿粉じん曝露作業に従事した可能性も十分に考えられる。

(4) 小括

ア 故Cは、石綿関連疾患特有の悪性胸膜中皮腫を発症し、これにより死亡しているところ、中皮腫の原因物質としては医学的にも石綿だけが指摘されており、故Cがいずれかで石綿に曝露したことは明らかである。

イ また、後記(5)ア(ア)のとおり、建設現場では、石綿含有建材が大量に使用されており、石綿の広範な拡散性、長時間の浮遊性、高い再飛散性にもかかわらず、十分な発じん防止措置や飛散防止措置が採られていなかったことから、建設作業者は、自ら直接石綿含有建材を扱う場合のみならず、同一現場での石綿含有建材の切断作業などと同時並行で作業を行う際、石綿含有建材を切断する現場を通過する際及び作業の区切りで行う清掃や一斉清掃を行う際など、様々な場面で石綿粉じんに曝露した。そして、これは、電気工も同様であった。

ウ さらに、故Cは、被告の従業員であった期間や専属下請業者であった期間など、長期間に亘って被告の請け負った電気工事に従事していたことが明らかであり、また、故C自身、生前、労災認定の調査において、被告の電気工事の現場で石綿に曝露した旨を具体的に述べ、最終的には業務上の石綿曝露による労働災害が認定されている。

エ 以上のような事実に加え、前記第1の1(3)のとおり、被告の電気工事現場における石綿含有建材が相当程度特定されたことからすれば、故Cが、被告の電気工事現場において、大量の石綿粉じんに曝露したことは動かし難い事実である。

オ よって、被告の工事における石綿粉じん曝露と故Cの悪性中皮腫罹患との間には因果関係が認められる。

(5) 被告は、電気工である故Cが行っていた作業は石綿粉じんに曝露するようなものではないなどとして、被告の電気工事現場において、故Cが石綿粉じ



んに曝露する機会がなかったと主張するが、以下の事実からすれば当該主張は妥当ではない。

ア 建設現場における石綿粉じん曝露について

(ア) 建材への石綿の大量使用

日本石綿協会によれば、我が国では昭和5年から平成18年の76年間で合計987万9865tもの石綿を輸入しており、昭和46年から平成13年の30年間に出荷された石綿含有建築材料（床材、屋根用折版石綿断熱材、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、耐火被覆板を除く）は40億1568万9000m<sup>3</sup>、4341万9282tであり、その推定石綿使用量の合計は541万2655tであって、輸入量の約72.3%もの大量の石綿が建材に使われたとされている。もっとも、この数字には、床材、屋根用折版石綿断熱材、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、耐火被覆板が含まれないので、これらの建材に使用された石綿の量も加えれば、建材に使用された石綿の量はさらに増えるはずである。したがって、我が国では、控え目にみても、700万tを上回る大量の石綿が建材として使用されたのである。

(イ) アスベスト含有建材の用途

森永謙二医師（独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部顧問）は、アスベスト含有建材が、壁や天井の内装材、吸音材、天井結露防止材、床材、外装材、煙突材、屋根材等、一般家庭を含めあらゆるところに使用されてきたことを指摘し、また、アスベスト含有建材のうち昭和63年以前のものはそれ以降のものよりも石綿の含有率が高いと述べる。森永医師が述べるとおり、昭和63年以前のものの石綿含有率は20%以上であることが多い。

(ウ) 建設労働者が大量の石綿粉じんに曝露する環境で作業に従事していたこと

- a 建設労働者は、前記のとおり石綿を含有した建材を、切断、穿孔、貼付けなど加工し、吹付石綿の剥離・除去などの作業を行い石綿粉じんに直接曝露するとともに、建築現場で他の建設労働者が発生させる石綿粉じんに間接的に曝露せざるを得ない状況にある。厚生労働省の「石綿に関する健康管理等専門家会議」が作成した「石綿ばく露歴把握のための手引」においては、建設現場における事務職を含めた全職種（電気工事士も含まれている。）が「建築現場の作業」として、「高濃度ばく露、中等度ばく露、事例報告の多い作業」に分類されている。
- b 建設業労働災害防止協会「改訂石綿含有建築材料の施工における作業マニュアル」, においては、昭和59年に実施された屋内における石綿粉じんの個人曝露データが掲載されており、屋内作業場類似の密閉された空間の中で、石膏ボードや石綿けい酸カルシウム板を電動丸鋸（除じん装置なし）で切断し、貼り付ける作業を行う場合には、作業者は $3.09 \sim 6.09 \text{ f/cm}^3$ と、日本産業衛生学会が当時勧告していた許容濃度（ $2 \text{ f/cm}^3$ 。なお、この許容濃度は石綿肺を対象にしたものであって、ガンを対象にしたものではない。）をはるかに超える高濃度の粉じんに曝露することが明らかとなっている。また、当該調査においては、石膏ボード貼りのみの作業を行った者も $1.19 \text{ f/cm}^3$ の石綿粉じんに曝露しており、これは、作業員が移動するたびに床上に堆積した石綿粉じんが舞い上がってそれに曝露したものであり、堆積した石綿粉じんによる二次的曝露防止対策の必要性を示している。また、この他に行われた同種の実験において、電動丸鋸によるフレキシブルボードの切断作業において作業者が許容濃度を超える高濃度・大量の石綿粉じんに曝露すること、及び、同一作業場内において、切断作業以外の作業を行っている周辺作業員も、切断作業を行っている者と同程度の高濃度・大量の石綿粉じんに曝露することが明らかとなっている。

- c 「建築業における石綿粉塵暴露とその健康影響に関する研究」(概要)  
(1989年度)は、平成元年に建設現場における石綿粉じん曝露実態を把握するため、建設現場19箇所では85名の作業員の鼻先の気中石綿粉じん濃度を測定し、作業員への健康影響を調査したものであるが、これによれば、屋内での建材の丸鋸切断が主の作業では6.3～787 f/ml、その4m以内の作業では3.6～630 f/ml、建材のビス打ち付けが主の作業では0.6～28.8 f/ml、その4m以内の作業では0.1～19.2 f/ml、屋外での作業では0.01～1.2 f/mlの石綿粉じんが検出されている。また、久永直見・酒井潔「アスベストに挑む 三管理 環境管理と作業管理－建築業の現場を中心に－」(1988年)、及び、昭和51年4月労働省労働基準局労働衛生課作成の「石綿関係資料」においては、建設現場における電動丸鋸等を用いた建材の切断、貼付け、ヤスリ掛け等の作業や、石綿吹付け作業により、建設現場が高濃度・大量の石綿粉じんに汚染され、作業員らがそれらの石綿粉じんに曝露することが明らかになっている。
- d 建設現場においては、躯体工事以降、鉄骨の組立て、屋根葺き、外壁の取付け、外壁の左官や塗装等の作業といったごく一部の作業を除いては、そのほとんどの作業が建物内部で行われる。躯体工事以降の段階になると、建設現場は密閉化が進み、屋内と同じ様な状態となり、そのような密閉された空間の中で石綿含有建材の可能作業や石綿吹付け作業などといった大量の発じんを伴う作業がなされる結果、建設現場においては、屋内作業場と同様に、高濃度・大量の石綿粉じんが発生、飛散し、それが滞留する状況が状態化していた。本件で具体的に特定された建設現場を含む、故Cの中皮腫発症の原因となった蓋然性の高い昭和37年から昭和59年頃の被告の建設現場は、ほとんどが新築ビルの建設現場であり、屋内作業と同様の作業環境であった。

e 昭和30年頃から、電動工具が日本国内で普及し始め、特に昭和40年以降の販売台数の増加が顕著であった。電動工具の普及によって建設作業の効率は大幅に増加したが、一方で、切断・研磨・穿孔といった作業に伴い石綿建材から発生する石綿粉じん量の大幅な増加をもたらした。本件で問題となっている故Cの主な曝露期間は昭和37年以降であり、電動工具が飛躍的に普及していった昭和40年以降と重なる。故Cが従事していた建設現場でも、多くの電動工具が利用されており、故Cは、建設現場において、大量の石綿粉じんに曝露していたのである。

#### イ 建設労働者における石綿関連疾患患者の増大

厚生労働省が公表した、「労災保険法に基づく保険給付の石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定内訳（業種別）」（平成21年12月3日公表）及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」（平成22年1月29日公表）によれば、肺がん、中皮腫とも、製造業と建設業がその被害をほぼ二分していることが分かる。我が国の建設労働者は500万人とも600万人とも言われており、まさに最大の石綿粉じん曝露を受ける労働者集団である。建設業が、直接曝露、間接曝露を問わず石綿粉じんに曝露して石綿関連疾患を多発している典型的業種であることは明らかである。

また、海老原医師による調査研究結果からすれば、比較的微量の石綿曝露で発症する胸膜肥厚斑のみにとどまらず、より高濃度の曝露で発症するとされている石綿肺についても、建築労働者においては高率かつ広範囲に広まっていること、建築労働者の肺がん例のうち75%が石綿関連肺がんであることが指摘されている。

#### ウ 電気工の業務内容及び石綿粉じん曝露状況

##### (ア) 電気工事による粉じんの発生と曝露（直接曝露）

a 電気工が行う天井内の配管、配線作業においては、鉄骨造り及び鉄筋

コンクリート造りのいずれの場合であっても石綿吹付材や吹付石綿建材が使用されており，電気工は，これらの吹付作業後，吹付材が乾くのを待ってから，石綿含有吹付材がむき出しの状態のまま，天井内の配線，配管作業を行っていた。

- b 配管作業においては，吹付材に覆われたデッキプレートに取り付けられたインサートを露出させたり，アンカーボルトを取り付けるために，手やドライバーで吹付材をこそげ落とす必要があり，また，H鋼の梁にパイラックを取り付ける際には該当部分の吹付材を取り除く作業が必要となった。電気工が乾燥した吹付材を手やドライバーでこそげ落としたり取り除いたりする際には，吹付材が粉じんや小さな塊となって顔や身体の上に降りかかってくるため，否応なしに，石綿粉じんを大量に浴びることを余儀なくされていた。
- c 配線作業においては，吹付材が吹き付けられたH鋼の梁にセッターを固定するため，必要な部分の吹付材をはがす作業を行うが，その際にも大量の石綿粉じんに曝された。
- d 電気工は，上下階又は梁や壁を貫通させて電気ケーブルを通すためにスリーブ入れを行うが，当該貫通部分には，石綿が含有された耐火仕切版や充填材を用いた耐火被覆作業を行う必要があった。そのため，電気工は，耐火仕切板の切断時や充填材を詰める際に大量に発生する粉じんに曝されながら作業をしていた。
- e 照明器具を取り付ける際には，埋込型の照明器具の場合，本天井のボードに穴を開ける必要があった。そのため，電気工は開口作業の際，ボードを切断することによって発生する粉じんやかすを吸い込んでいた。天井ボードの開口作業をボード貼り業者が行うか電気工が行うかはそれぞれの工事の発注内容によって異なるが，仮にボード貼り業者が開口作業を行ったとしても，実際に照明器具を取り付ける際，微調整のため

天井ボードの切断，研磨を行うのは電気工自身である。

- f 電気工は壁や柱に設置されたボックスにコンセントやスイッチを取り付ける作業も行っていた。このボックス出し作業は，壁や柱に張られたボードに，ボックスの大きさに合わせて穴を開ける必要があった。その際，ボードの切断面から粉じんが発生するため，電気工は当該粉じんに曝されながら作業に従事していた。
- g 以上のとおり，電気工は，天井内の配管，配線作業，貫通部分の耐火被覆作業，照明器具の取り付け，ボックス出し作業において，大量の石綿粉じんを吸い込むことを余儀なくされたのである。
- h なお，非飛散性とされる石綿含有建材があるが，これは，通常の使用であれば吹付け等のように容易に大気中に飛散するおそれがないというにすぎず，建材の取付け，加工，廃棄の際は，石綿粉じんが発生，飛散することに何ら変わりはない（環境省「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」（平成17年3月30日付け。環廃産発第050330010号））。

(イ) 間接曝露

- a 石綿繊維は目に見えず，杉の花粉に劣らずかなり遠くまで拡散し，長い時間浮遊し，床に落ちても再飛散する性質を持つ。
- b 建設現場では，様々な場面で石綿粉じんが発生しており，かつ，様々な職人が同時並行して作業をすることが多々あるため，電気工は自らの作業によって発生した石綿粉じんだけではなく，他の職人が発生させた粉じんや，多くの作業員が作業をするために動き回ることによって再飛散した粉じん等により，間接的に石綿粉じんを吸い込むことを余儀なくされた。

なお，天井や壁の建築業者（内装工）や左官工と電気工が同時並行で作業を行うのは工期の遅れなどがある場合が多いと考えられるが，電気

工，空調工，衛生工といった設備業者は，天井裏等の配線，配管の調整のため，天井の開口作業等を，工期の遅れに関係なく，もともと同じフロアの同じ部屋で同時並行作業を行うことが予定されているのである。また，仮に天井や壁の建築業者（内装工）や左官工と電気工が同じフロアの同じ部屋で作業をしていない場合でも，建物のフロア面積が広い場合は，納期を遵守し人件費の増加を防止する目的から，同じフロアの別の部屋でそれぞれ異なる作業を行っている場面（次の工程の作業が前の工程の作業を追いかけるようにして作業を行うもので，ラップ作業と呼ばれる。）は日常的にあり，建築現場に出入りする作業者は，自分の担当する工事だけではなく，吹き付けなど他の工事から発生する石綿粉じんを吸い込むことになるのである。さらに，あまりにも工事の遅れが酷い場合には，同じ部屋であっても，各工事を同時並行に進めることになる。

c 加えて，仮に同じフロアでは電気工事しか行われていなかった場合であっても，工事は下の階から順番に進められるところ，例えば電気工が上の階で二重天井内の電線管の配管工事や躯体内への電線管理設配管を行っている時に，下の階では内装工が天井貼り工事を，あるいは左官工がモルタル塗を行っていることもあるため，電気工は，上の階に行くにあたり，下の階で行われている内装工事やモルタル塗の現場を通る際，同工事現場で発生する石綿粉じんを吸い込むことになるのである。

d 建設業における石綿暴露作業による労災認定等事業場一覧表を分析すると，平成11年度から20年度に労災認定等の最終曝露事業場とされた合計2261事業場（なお，上記の件数には，労災認定のうち石綿肺については除外されているため，これを含めればさらに件数は増加する。）のうち，現場監督業務を含む間接曝露（直接石綿を取り扱う作業なし）形態での認定数は480事業場も存在し（同様に労災認定のうち

石綿肺については除外されている)、実に約21.1%が間接曝露による労災認定等という計算になる(ただし認定件数ではなく事業場数)。

このように、建設現場における間接曝露形態での石綿関連疾患を発症している事例が極めて多数存在しており、これらの事実からしても、建設工事における石綿粉じんの間接曝露がいかに甚大であったかを窺い知ることができる。

#### (ウ) 建設現場の掃除による曝露

建設現場の床には、照明器具取付の段階でも、ボードを切断するときに発生した粉じんがたまっていたりするため、電気工を含む作業員は、作業の各区切りで、箒で床に落ちている粉じんを掃除しており、また、建設現場によっては、週に1回の一斉清掃を行う場合もあった。その際、あまりにも埃がひどいときには、水にしめらせたおがくずなどを撒くこともあったが、作業現場は、電気設備を含め、濡れると困る建材が多くあることから、ホースで水を撒くということにはなかった。掃除の際には堆積した大量の石綿粉じんが空中に舞っていたため、電気工を含む建設現場作業員はこれらの大量の粉じんを浴びることとなった。

#### エ 電気工の石綿関連疾患

(ア) 前記イのとおり、建設労働者は、職種を問わず大量の石綿粉じんに曝露している。そして、厚生労働省の「石綿に関する健康管理等専門家会議」が作成した「石綿ばく露歴把握のための手引」、アメリカにおける職種別の石綿肺のPMR(全死亡に占める特定死因の死亡割合)及びドイツにおける職業別の中皮腫労災認定件数等からは、建設労働者の中でも電気工がとりわけ石綿関連疾患罹患の危険性が高い職種であることが分かる。

(イ) また、海老原医師の調査によれば、建築労働者の全ての職種に悪性中皮腫の危険性が指摘されるが、なかでも比較的人員の多くない塗装工



や電気工に多くの例を認めたとされ、また、びまん性胸膜肥厚についても電気工を含む多くの職種から発症していることが確認されている。

オ 以上のとおり、建設労働者は直接・間接に石綿曝露にさらされる結果、職種を問わず石綿関連疾患が多発していること、中でも電気工は、建築工事が始まる最初の段階から最後の段階まで作業に関与しなければならない、極めて長期にわたり、石綿粉じんを吸わねばならなかったこともあり、とりわけその危険性が高い職種であることは明らかである。

#### カ 故Cの石綿曝露作業

被告の建設現場で行われる電気工の作業方法は、被告独自に指定している工具があるわけでも、他の電設工事会社と異なる作業が行われているわけでもなかった。そのため、電気工の一般的な石綿粉じん曝露状況は、被告で行われた電気工事においても、等しく妥当する。よって、故Cは、被告の建設現場において、大量の石綿粉じんに曝露していた。

##### (ア) 天井内の配線・配管作業など

a 建物の新築工事においては、梁の鉄骨などの耐火用アスベストの吹き付け作業が終わると、吹付剤が乾くのを待って、電気工事業者（電気工）が天井内の配線・配管作業を行う。鉄骨などから必要な部分の石綿をはがし、配管を固定する際、乾燥した石綿粉じんが飛散する。故Cは、このような天井内の配線・配管作業の際、石綿粉じんに曝露した。

b 電気工は、天井に穴を開けたり切断したりして、照明器具などの取り付けを行う。天井板は耐火用の石綿含有建材であることが多く、故Cは、かかる作業の際にも石綿を含む粉じんに曝露した。

c 前記 a 及び b の作業は、脚立に乗って、上を向きながら行うため、電気工は顔の直近で石綿粉じんに曝露する。

d また、壁や床の開口作業を行うことにより、新築工事か改修工事かといったことや建物の種類（駅かマンションか）の違いにかかわらず発生

する粉じんのため、石綿粉じんに曝露した。

(イ) その他の石綿曝露

- a 被告の作業現場では、他の電気工や設備工、内装工と同時並行で作業を行うことがあり、その際、他の建設作業員による石綿パイプや石綿壁板などの取り付け・取り外しなどの石綿含有製品を取り扱う作業により発生した石綿粉じんに、間接的に曝露した。
- b また、終業時には床面を箒で掃くなどして清掃作業を行うが、故Cは、その際にも石綿を含む粉じんに曝露した。
- c さらに、機械室や電気室には、吹付石綿が施工されており、故Cはこれらの部屋に出入りした際、石綿に曝露した。

キ 環境曝露について

被告は、故Cの悪性中皮腫罹患が環境曝露による可能性が高いと主張する。しかし、故Cの出生地（夕張市）と（野沢鉱山や山部鉱山のあった）富良野市山部地区の間の距離は約40kmあり、両地の間には、標高約1600mの夕張岳や標高約1700mの芦別岳などがある夕張山地が横たわっている。同様に、故Cの出生地と（朝日右左府鉱山のあった）日高町までの距離は約65kmあり、環境曝露はおよそ考えられない。

2 被告の主張

(1) 本件は公害訴訟等とは根本的に異なるのであるから、因果関係の立証において疫学的知見を活用した因果関係の推定は必要がない。

(2) 電気工の業務内容及び石綿粉じん曝露について

ア 電気工事による粉じんの発生と曝露（直接曝露）について

(ア) 前記第1, 1(2)アで挙げられている工事現場は、ほぼ全てが鉄筋コンクリート造りであるところ、鉄筋コンクリート造りの場合には一定の条件の下でのみ吹付石綿が使用されていた。吹付石綿が多用され、これによって石綿粉じんが飛散していたような工事現場の状況が当てはまる

のは、鉄骨造りの物件である。

(イ) 被告の業務内容としては、①電気工事及び計装工事の設計及び請負、②暖、冷房工事及び給排水衛生工事の設計及び請負、③電気通信工事の設計及び請負、④電気及び熱の供給に関する事業等と、これらに関する付帯事業であり、このような被告の業務自体、石綿を製造したり、取り扱う業務ではなく、石綿粉じん曝露するような業務ではない。

(ウ) また、故Cが勤務していたD商会在被告から受注していた電気工事は、オフィス、商業施設、倉庫、公共施設などの新築建築物にかかわる電気設備工事であり、電力引込線工事、受変電工事、幹線設備工事、動力設備工事、電灯・コンセント工事、照明器具取付工事などである。この中の一部として、具体的には、新築建物の配線・配管作業を行っていたが、照明器具や空調機取り付けのため天井に大きな穴を開ける作業は建築工事業者が行っていた。そして、天井に穴を開ける際には、顔に粉じんがかかることがあるので、作業者は口元に簡易マスクやタオルを巻いて作業するのが通常である。さらに、新築建設工事での電気工の作業は、工期前半は屋外工事と同様の躯体関連工事、中盤は下地関連工事、後半は仕上げ関連工事となる。このうち、石綿粉じん曝露の可能性があるとするれば、工事の後半の可能性が高い。弱電関連業者は通年で仕上げ工事中の現場を渡り歩くことになるため、故Cのような電気工よりも石綿粉じん曝露の機会が多いといえるから、弱電関連業者の石綿粉じん曝露の程度をもって電気工全体が石綿粉じんに多く曝露しているとはいえない。

(エ) 大規模・中規模の工事における配管の原則は、コンクリート埋設配管を少しでも多くすることである。後工程になる天井内隠蔽配管や露出配管を多く残すことは、工期後半の仕上げ作業時間に大きな圧迫要因を課すことになり、不具合工事の発生や作業員増員によるコスト増加に繋

がる恐れがあるからである。そのため各工事物件には工事手順や工事方法を選定する工事担当者を配置し、施工前に関連業者と打合せを重ね施工図面を作成する。施工図面においては、電源部（各分電盤等）から第一負荷点（照明器具）のほぼ真上までコンクリート埋設配管で、第一負荷点以降はケーブル引き流し工法（ケーブルを延長して敷設する方法）や最短距離で天井内隠蔽配管を行うため、通常は配管を梁に沿わずようなことはしない。電気工事の原則は電気抵抗のロスを抑えることであり、施工効率の面からもわざわざ梁に沿わずような迂回ルートは取らない。二重天井内には、天井用、電気用、空調用、衛生用と多くの吊りボルトがあり、それらを利用するのが一般的である。したがって、わざわざH鋼の梁の吹付け材を取り除き、パイラックで固定するような非効率的な工事を行うことはない。

(オ) よって、故Cが従事していた仕事は、石綿を製造したり取り扱う業務でないことはもちろん、石綿粉じん曝露するような業務ではない。

#### イ 間接曝露について（同時並行作業）

(ア) a 中規模以上の工事現場においては、建築、空調、衛生、電気の各社が協力して、工事着手前に「全体工程表」を作成し、計画にしたがって、随時工事を行っていく。

工事が始まれば工事の進捗状況にズレが生じる場合があるため、確認・調整の必要から、毎月末に次月の工事予定を「月間工程表」に表し、週においても「週間工程表」をもって確認を行う。また、工事定例会議を毎日実施し工程進捗確認を行っている。

このように、繰り返し工程の確認を行うのは他業者の予定を確認し、現場全体の作業の流れを乱さないように調整を行い、各施工業者の作業効率を阻害せず他業者との重複作業や上下作業（床面と天井部間の同時作業）を避けるためである。よって、工程の遅れによって他業者と同時

並行作業を行うことは、原則としてない。

例外的に、工程の遅れから、やむをえず他業者と同時作業になることがあるが、常態化した現象ではない。その為に毎日、各業者の工程を中心議題とした定例会議が実施されているのである。

b 電気工が工事現場で並行作業になる場合として考えられるのは、着工時の屋外における柱・壁の鉄筋組立て作業（鉄筋工）、及び型枠組立て作業（型枠工）の際に、コンクリート埋設配管をするときである。この鉄筋工、型枠工との同時作業には石綿は存在しない。

c 以上のとおり、被告が受注するような規模における工事については、このように電気工が他の作業と同時に作業することは例外であり、原告らの主張するような同時並行が行われるのは、工程表を厳密に作らないような小規模物件での話であり、小規模物件においては、むしろ、戸建工事、店舗改修を専門としているような電気工は毎日狭い現場で他職種との重複工事が常態になっている。

(イ) 低層の工場、ボーリング場、スーパーマーケットのように平面的に広い空間を要する鉄骨・鋼製屋根・壁造りの建物の場合には数日間、吹き付け作業を要したと考えられるが、故Cの従事した現場は概ね鉄筋コンクリート造りであり、平面的に大規模な吹き付け作業を行う場所もないし、必要とする場所もないと思われる。

(ウ) 配管工や保温工と電気工が同時作業する場所としては一般的に機械室を指すと考えられるが、これらの場合にも原則として同時作業することはない。

(エ) 電気工事は、ポンプ、ファン、空調機、ボイラー等が設置され、その操作盤や電源端子に配管・配線を行い電気を供給する作業であるため、同時作業ができないことは明らかである。

また、空調ダクトや上下水用配管の設置作業が行われるときは、これら

の作業が床一面を占有するので、電気工が同時作業をできるだけの作業スペースの確保も困難であり、作業員の上下作業等、安全面からも問題があるため原則的には同時作業は行わない。

- (3) 故Cには、電気工という職種に着目して労災認定が下りているが（しかも労災上の事業場はD商会である。）、実際に故Cが従事していた仕事は石綿粉じん曝露するようなものではない。

なお、昭和49年に独立して以降、故Cは除々に経営者としての側面を深め、実際の工事現場には携わっていない。

- (4) 中皮腫の潜伏期間は、一般的には約40年といわれており、もっとも大きな範囲でも約20年から約50年といわれている。

とすれば、故Cが悪性中皮腫を発症した平成16年から計算して、昭和59年以降の工事は、故Cの悪性中皮腫罹患と何らの因果関係もない。

- (5) 故Cが被告の建設現場以外の現場で作業していたこと

ア 被告の従業員時代

故Cは、被告の従業員時代においても、同僚や仕事仲間から、仕事の閑散期、休日、雨天時に他社の工事に誘われたり、紹介をされて働いていた。

イ D商会時代

故CはD商会で勤務していたときにも、被告の従業員時代と同様、同僚や仕事仲間から、仕事の閑散期等に他社の工事に誘われたりして働いていた。

また、D商会は被告と密接な関係にあったものの、専属下請ではないため、被告以外からも工事を受注してこれに従事していたと考えられる。

ウ 被告の従業員時代及びD商会時代に従事した被告の工事

(ア) 故Cが従業員時代、D商会時代に被告工事物件に従事した件数は多くともそれぞれ10件程度である。

(イ) 被告は、内線工事部門、鉄道電気工事部門、設備工事部門、計装工

事部門の4事業を営んでいるが、D商会は、このうち内線工事部門を請け負っていた。これに対し、故Cは、E商会を株式会社化した昭和58年頃から、被告の工事の中でも鉄道電気工事部門の工事を受注し始め、その後平成に入って以降は、内線工事部門ではなく鉄道電気工事部門工事の受注を主に請け負っていた。そして、鉄道電気工事部門の仕事は大部分が小規模に分かれた多数の工事であり、内線工事部門は、少数ながら大部分が大規模の工事であるため、鉄道電気工事部門の受注件数を前提に内線工事部門の受注数を算出することは全く意味のない推定である。

また、故Cが被告従業員であった時期、D商会の従業員であった時代は、高度成長時代と重なり、被告も大規模・中規模の建設工事に従事することが多く、小規模建設工事は少なかった。故Cが従事したとする工事物件の工事期間も1年から2年を要するものが多かった。

以上の事情からすれば、鉄道電気工事部門の件数から内線工事業であるD商会時代の工事件数を推定することは不可能である。

## エ 独立時代

(ア) 株式会社Eの事業概況説明書（甲A24の1・2）においては、昭和59年7月から昭和60年6月までの間で延べ5か月間、同年7月から昭和61年6月までの間で延べ7か月間にわたって被告以外の工事に従事しており、このような状況からすれば、被告の専属下請でないことはもちろん、被告の工事に継続して従事していたとはいえない。

(イ) なお、故Cは鉄道電気工事部門での協力会社安全衛生協議会・会長を務めているが、前記協議会・会長は、専属業者であることが条件でなく、互選により輪番的に選出されるものであるから、このことを理由に専属業者であるとはいえない。

(6) 被告の建設現場において石綿粉じんの曝露が想定できないこと

### ア ヨ記念館新築工事

(ア) 被告が受注している一般的なビル建築工事における施工工程では、床面のタイル貼りは、建設工事全体工程においても、各室の仕上工程においても、いずれも最終工程の作業である。本件におけるヨ記念館新築工事においても床タイル工程の前に電気工事は完了している。

床タイル貼りが終了した後に、電気工事を含む工事を施工すれば、作業用脚立や作業用足場、取付用工具、仕上用資材等を持ち込むことにより、床タイルを汚し、傷つけることになることなどの理由から、床面のビニールタイル貼りと電気工事とが同時作業になることはあり得ない。

したがって、解体や撤去工事のない新築建設工事において、V. A. T 貼り工事によって、電気工が石綿粉じんに曝露することはない。

(イ) 被告が施工する規模の工事現場においては、工事日程管理が厳しく行われており、天井や壁の建築業者と電気工は同時作業はしない。ヨ記念館新築工事は大阪市が発注した工事であることから建築工程と品質へのチェックは厳しく、各業種に作業の遅れが出たり、同時作業による品質低下が起こらないように、毎日、全業者による工程調整会議が行われていた。このため、天井や壁のボード貼り業者やモルタル塗を行う左官業者と電気工が同時作業になることはなかった。二重天井内の電線管の配管工事は、天井貼り工事までには当然終わっていたし、左官工事前には躯体内への電線管理設配管も終わっていた。天井埋込型照明器具の天井ボード開口もボード貼り業者の責任施工であり電気工が携わることはない。

#### イ 南港住宅（ポートタウン）建設工事

(ア) 被告が担当した工事は2工区であり、その室内仕上げについては、本件工事現場は、パネル工法かつE材を使用した工事である。パネル工法においては、工場パネルを作り（取付アジャストは工場製作の段階で実行済み）、現場で組み立てる工法である。現場でのパネル切断作業等



をなくすのを目的とした工法であり、また、パネルの組み立ては建築業者が行い、組立作業中に電気工が同時作業をすることはないので、電気工が石綿に曝露することはない。

(イ) 本件電気工事の施工方法は、一般的な電気工事の施工方法と大きく異なり、「E材」を使用した特殊な工法である。E材とは、「合成樹脂線ぴ」を指すが、建築工事の仕上げ内装工事が完了した後に、E材（合成樹脂線ぴ）を天井及び壁面に取付け、その後、配線作業やスイッチ等の器具取り付けを行う作業であり、電気工事の工期短縮、及び工事費の低減を図る工法である。かかる工法は、従来の工事のように、電線管路をコンクリート造の天井や壁に埋設配管する工法とは異なり、E材の中に電線を通すだけの工法である。

さらに当該工事においては、E材（合成樹脂線ぴ）取付け工事が、南港住宅（ポータウン）建設工事工区特記仕様書2、及び同特記仕様書3に記載されている「建築工事」になっている。すなわち、電気工は、建築業者がE材（合成樹脂線ぴ）を各居室内に取り付けた後に、E材（合成樹脂線ぴ）内に電線を挿入し、スイッチ、コンセント等を取り付ける作業を行うのみである。電気工が建築内装工事と重複作業になることはないのである。

(ウ) なお、当該工事現場においても、住戸部外の共有部である廊下や階段の電灯回路等において埋設配管工事は存在した。しかし、この建物は集合住宅であり、建物面積の大部分は住戸で、建物全体で使用された電線管は極僅かであった。しかも、共用部に石綿含有建材は見受けられない。

(エ) このように本件工事現場は、従来工法と異なる電気工事であり、建設工事期間全体の前・中期には電気工の作業は少量で電気工事が本格化して来るのは、竣工前の1、2ヶ月と極めて短期である。当工事現場も

現場世話役の電気工が一人で工事期間前・中期の作業を担っていた。一般的なビル建設工事においては、電線管の躯体埋設工事は、工事期間前・中期の主な作業であるが、当工事では、住戸部分の躯体埋設工事がなく、共用部（廊下、階段）だけの躯体埋設配管工事であるため、電気工は一人で充分であった。被告の孫請け業者であり現場世話役でない故Cは工事の最終段階で参入し現場作業場（建設工事中の敷地内に、仮設で事務所及び作業場を設置することが発注者側の条件になっている。）でE材内に配線する電線、272住戸分の寸法切り加工作業を担当していたと考えられる。このように本件工事現場では、故Cは、工事中の建物に入らず現場作業場でE材に通す電線の寸法切り加工作業を担当していたというのであるから、故Cが、本件工事現場で石綿粉じんに暴露した可能性はない。

(オ) 室内仕上表（甲A29号証の1の8）でいうバルコニーの隔壁とは、各住戸と隣接する住戸間にある厚さ4mmのボードであるが、屋外バルコニーは狭いため、脚立を使う電気工とボード取付工が重複作業になることはあり得ない。

しかも、バルコニーは屋外であり、仮にバルコニー隔壁に石綿が使用されていたとしても、電気工が石綿粉じんに曝露する可能性はない。

#### ウ 乙ビルディング（地下駐車場）建設工事

(ア) 乙ビルディングほどの大規模物件の建築工事の場合、複数の下請業者に施工分担をさせるのが一般的施工体制であり、元請業者は、工事範囲を区切り、それぞれ下請業者に担当してもらう。元請業者としては、「駐車場」という区切りのよい範囲をひとつの下請業者に発注すると考えられ、その場合、駐車場の担当下請業者は、その他の部分の電気工事を行うことはない。

(イ) 本件のような大規模の工事であれば、作業用仮設エレベーターが確

実に設置されていたと考えられるところ、地下駐車場担当の電気工が担当工事現場に移動する際には、作業用仮設エレベーターを利用するのが通常である。また、なんらかの事情により、作業用仮設エレベーターを利用できない場合には、ランプウェイ（地上から地下駐車場へと続く車両用通路）を徒歩で移動すると考えられる。他の業者の邪魔になるので、工事中の階段を利用することはあり得ない。したがって、故Cが、階段の工事中に石綿粉じん曝露した可能性はない。

(ウ) また、他業者の施工エリアに入り込ることによる無用のトラブルを避ける為にも、担当施工エリア以外への出入りは必要最小限に留めたとと思われる。したがって、駐車場に隣接する各部屋への立ち入りは考え難く、これらの各部屋において石綿粉じん曝露した可能性はない。

(エ) 駐車場に隣接した各部屋からの石綿粉じん飛散の可能性について検討するに、隣接した各部屋で使用された建材のうち、原告らが石綿含有建材と断定しているのは床材のみであるところ、パネル工法かつE材を使用した工事であること及び床タイルが非飛散性であることから、電気工がこれらの建材で石綿粉じん曝露したとは考えられない。

(オ) 故Cは、乙ビルディングの地下駐車場の配管工事に従事したと自ら記しているところ、床コンセントの取り付けは仕上げ配線器具付け工事であって、配管作業とは異なる。しかも、本件地下駐車場にはビニールアスベストタイルや床コンセントは存在しないのであるから、これによって石綿粉じん曝露することは考えられない。

#### エ 大阪市立千島体育館建設工事

(ア) V. A. Tについては、床タイル工程と電気工が同時作業になることはなく、かつ、非飛散生アスベストであることから、故Cがこれによって石綿粉じん曝露した可能性はない。ジプトーン(チ)については、前記第1, 2(3)イ(エ)のとおり、石綿含有建材とは断定できない。さら

に、S. Bについては、仕上表には出ておらず、実際には使われていないと考えられる。

本件工事現場で問題となるのは、R階ファンルームの天井部分の吹付石綿のみである。

(イ) 大阪市立千島体育館で唯一の石綿曝露の可能性のある屋上ファンルームの天井は、照明器具が僅か2台設置されるだけの小部屋である。石綿吹付後の照明器具の取付工事の作業時間は30分未満であったと思われる。

しかも、大阪市立千島体育館のような大規模な工事規模では、電気工が常時複数人、従事しているが、故Cがどのような作業に従事し従事期間がどの程度であったか、ファンルームでの作業担当は誰であったのかは、明らかになっていない。

昭和48年頃には、故Cは、電気工として約10年のキャリアを持ち、各工事現場で電気工の世話役を担っていた。このような立場にある故Cが、わざわざ最上階にある屋上の小部屋まで出向き、施工難度の低い僅か2台の照明器具取付工事を、自ら行ったとは考え難い。(しかも、大阪市立千島体育館のような大規模な工事規模では、電気工が常時複数人工事に従事している。当該工事における具体的な担当は不明であるところ、昭和48年頃には、故Cは、電気工として約10年のキャリアを持ち、各工事現場で電気工の世話役を担っていた。このような立場にある故Cが、わざわざ最上階にある屋上の小部屋まで出向き、施工難度の低い僅か2台の照明器具取付工事を、自ら行ったとは考え難い。よって、当該工事において、故Cは石綿粉じん曝露する可能性がある作業を行っていないと考えられる。)

オ (R-1) 梅田駅改造工事

(ア) 床材に使用されているアスベスト系塩ビタイルについては、電気工

と床タイル工の重複作業は有り得ないこと及び非飛散性アスベストであることから、これによる故Cの石綿曝露は考え難い。

(イ) 大平板は浴室の天井において使用されている。一般的に漏電の危険性が高い水周りである浴室では、照明器具は蒸気の籠る天井を避け、壁面に取り付けることが多い。電気工が天井をさわることはなく、天井下地材として使われていた大平板に接することはない。

(ウ) また、ボード貼り工の施工中に電気工と一緒に作業することはない。

(エ) 当該工事のうち、故Cが担当した工事現場において、問題が残るのは、C棟地下1階の某室(室名の判読不明)に使われているトムレックス吹付けだけであるところ、故Cが、C棟の中で地下1階某室の工事を担当したかも不明なのであるから、故Cが、本件工事現場においてアスベストの曝露を受けたとはいえない。

(オ) タ病院新築工事第4期工事は、被告が受注しているが、D商会に下請けを依頼していない。被告が第4期工事を発注した下請業者は、ス電気であった。

また、故Cは、第3期工事が竣工すると同時に、他の工事現場(泉尾第2住宅新築工事)へ、当現場の被告社員とともに移動したことが被告の元社員の証言により判明している。

以上から、タ病院新築工事第4期に故Cは関係がない。

#### カ 泉尾第2住宅建設工事

(ア) 住戸内の二重天井部分は便所(約0.3坪)、脱衣所(約0.3坪)、浴室(0.8坪)の小部屋である。このような狭い部屋では建築業者と電気工が同時並行作業を行えたとは考えられない。

(イ) 11階天井には、照明器具が2台設置されているにすぎず、その部分の電気工事の工程を説明すると、建築工事で天井下地が作られた段階で、電気工が天井内(隠蔽)配管工事を行い、その後天井ボード貼り工

事（建築工事）があり，ボード塗装工事（建築工事）が完了すると，電気工が照明器具取付工事を行う。電気工とボード塗装工事との同時作業はなく，照明器具取付工事は30分もあれば終了する簡単な作業である。

(ウ) なお，2区の石綿含有建材と思われる建材の使用場所は，最上階（11階）のエレベーターホールと1階のピロティ及び保育所内の一部で，いずれも天井で，そのほとんどは小部屋である。また，工区が異なれば担当下請が異なるのであるから，特別な事情がない限り担当外の下請業者は出入りしない。11階エレベーターホールは縦10.5m，横1.8mの四方を梁に囲まれた細長く狭い場所であり，このような狭い場所で電気工，ボード工，塗装工が同時に作業をできるとは考えられない。また，当場所に取り付けられた照明器具は露出型である。天井ボード開口の必要はなく，そのような作業は存在していない。

#### キ 大阪市立ヲ高校新築工事等

(ア) 当該工事にはピータイル，ビニアスタイルが使用されているが，床面へのタイル貼り作業時は，床面に接着剤が塗布されるため，他業者は立入禁止となるため，電気工との同時作業はあり得ないこと，タイルの切断には電動カッターではなく（切断面が溶融したり，変色してしまうため），カッターナイフを使用するため，切断時の粉じん飛散がないことなどから，床タイルの建材に石綿が含有されていたとしても，それによって電気工が石綿粉じん曝露する可能性はない。

(イ) フレキシブル石綿板は，各階便所の天井に使用されている。5階建校舎の1フロアに1箇所の便所で，電気設備は露出照明器具が2台と少ない。このような狭い便所において，ボード工の邪魔になる電気工との同時作業はありえない。

(ウ) 工場棟の屋根材として大波石綿スレート（波形スレート）が使用されているが，工場棟の内部工事を開始するには，施工建材を雨から守る

必要から棟上げ（鉄骨の柱，梁の組立て完了）が終わると屋根工事と外壁工事が先行され，その後，内部工事が開始される。電気工事は内部工事であるので，屋根工事が完了したあとに開始されるものであるから，屋根の工事に電気工が関与することはない。電気工事で屋根に電線管を支持したり，屋根材を加工することはないのである。よって，屋根材として石綿含有建材が使用されていたとしても，これによって電気工が石綿粉じん曝露することはない。

また，2階建て部分は，大波石綿スレートは使用されていおらず，下の階の作業で石綿に曝露することはない。

#### (7) 環境曝露の可能性

故Cは，炭鉱の町として有名な北海道夕張市において出生し，高校中退まで同地において生活していた。隣接地である富良野市及び日高町には，石綿鉱山があり（野沢鉱山，山部鉱山，朝日右左府鉱山等），潜伏期間を考慮すれば，環境曝露の可能性も高い。

### 第4 不法行為の成立について（争点4）

#### 1 原告らの主張

(1) 使用者は，労働者の健康を損なわないように配慮すべき不法行為上の注意義務を負うべきところ，上記1で述べた被告の安全配慮義務違反の内容は，同時に被告の注意義務違反（過失）を構成する具体的事実である。

したがって，被告には，故Cら労働者が粉じん曝露しないよう必要な措置を怠った過失がある。

(2) 被告の安全配慮義務違反，注意義務違反と，故Cの悪性中皮腫による死亡との間にはそれぞれ相当因果関係があるから，被告は債務不履行責任及び不法行為上の過失責任を負う。

(3) なお，労災保険法上は，D商会在最終の石綿曝露事業場として労災認定がなされているが，このことは被告の民事上の免責事由とはならない。

2 被告の主張

争う。

第5 損害（争点5）

1 原告らの主張

故Cは、平成16年7月21日悪性中皮腫を発症し、平成18年10月18日に死亡した。これにより発生した損害は、次のとおりである。

(1) 入院雑費 15万7500円

入院期間（カ病院） 合計105日間

（内訳）

平成16年7月21日から同年8月14日の25日間

平成18年7月31日から同年10月18日までの間の80日間

1日当たりの入院雑費1500円×105日間＝15万7500円

なお、治療費及び薬代は、労災保険により全額填補されたため請求しない。

(2) 通院交通費 1万3330円

ア 電車・バス代 3180円（片道530円）

（内訳）

バス代210円（自宅最寄りバス停から大阪モノレール山田駅）

電車代320円（大阪モノレール山田駅からカ病院最寄り駅である丁駅）

公共交通機関による通院回数 合計3回（平成16年8月26日、同年9月30日、同年10月28日）

片道530円×2（往復）×3回＝3180円

なお、平成16年7月21日（入院時）及び同年8月14日（退院時）は自家用車で往復しており請求しない。

イ タクシー代 1万0150円



平成18年7月28日、症状の悪化した故Cは、もはや公共交通機関で通院することが困難な状態であったため、自宅からカ病院への通院の往復にタクシーを利用した。

故Cは、同年7月31日の入院時もタクシーを利用した。領収証は存しないが、同年7月28日のタクシー代がそれぞれ片道3540円、3610円であることからすると、故Cは同年7月31日のタクシー代として少なくとも3000円を支出した。

(3) 付添看護費 304万2000円

故Cは、平成16年7月21日悪性中皮腫発症後、平成18年10月18日死亡までの820日間、入院中、自宅療養中を問わず付添看護が常時必要な状態であった。

ア 入院付添看護費 68万2500円

1日当たりの付添看護費6500円×入院日数合計105日  
=68万2500円

イ 通院・自宅療養付添看護費 235万9500円

1日当たりの3300円の付添看護費×自宅療養日数合計715日  
=235万9500円

一般的に、中皮腫は、根治療法がほとんど無く、非常に予後が悪い疾病である。進行が早く、2年生存率が約20%と、発症後2年以内に死亡するケースが大半であり、故Cも中皮腫の発症からわずか約2年3ヶ月で死亡している。

中皮腫の治療方法としては、手術療法（全摘出手術）の他、化学療法（抗がん剤治療）、放射線療法、緩和療法等があり、ステージの分類、本人の年齢・体力、他の病気の有無などを総合的に判断して選択される。手術、抗がん剤、放射線療法の3者の併用療法がなされる場合が多いが、抗がん剤治療は3週間に1回程度の通院を余儀なくされ、脱毛、口内炎、下痢、吐

き気、しびれ、感覚低下、白血球・血小板の減少、動悸、不整脈、肝臓・腎臓障害など副作用が強く、心身ともにフラフラになる。放射線療法も肺炎（咳や痰の増加、微熱、息切れ等を伴う）、食道炎（固形物の通りが悪くなる、胸やけ、痛み等を伴う）、皮膚炎等の他、だるさ、食欲低下、白血球の減少など全身の副作用を伴うため、中皮腫罹患者の大半は、体力的にも、また定期的に通院する必要からも就労不可能となり、治療に専念し静養せざるを得ない。

このように一般に中皮腫は非常に予後が悪く、入院中・自宅療養中を問わず、付添看護が必要である。

実際に、故Cの場合にも、その病状の進行状況及び具体的な症状からすれば、初回の入院から死亡まで、発症後再入院するまでの期間を含む全期間について、付添看護は必要であった。

(4) 文書料 2万3100円

診断書料等の文書4通

(5) 葬儀関係費 308万2832円

葬儀関係費は、次のとおり合計377万5112円であり、同額より労災保険により補填された葬祭料一時金69万2280円を差し引くと、308万2832円となる。

ア 葬儀費関係等 113万6500円

弔問客飲料、当日返礼品は除く

イ 仏壇購入費 49万9632円

ウ 墓地使用料・管理料 79万4980円

エ 墓地外柵代金 21万0000円

オ 石碑代金 113万4000円

当初石碑代金に墓標の追加代金が発生

以上合計 377万5112円

(6) 休業損害 1078万3561円

故Cは、平成16年7月以降、悪性中皮腫の発症により一般には就労不能の健康状態であった。

ところで、故Cは再入院直前である平成18年7月まで被告の現場で稼働していたが、健康状態悪化のため事業規模を縮小し、従前より減収していた。故Cの収入は、自らが代表取締役を務めるEの役員報酬であったところ、Eは故C、原告A及び原告Bの3名が取締役である同族会社であるところ、原告Aは経理を担当して少額の役員報酬を受け取っており、原告Bは無報酬の名目取締役であったことからすれば、実質的には故Cの個人会社であった。したがって、故Cの収入の多寡については形式的な役員報酬の金額ではなく、E自体の売上ないし収益の多寡に着目すべきところ、故Cの中皮腫発症（平成16年7月）の前年と翌年とでは、売上高で約601万円、当期利益では約644万円の減収が生じている。

故Cは、本来であれば安静に療養すべきところ、悪性中皮腫という治療方法もなく極めて予後の悪い疾病に突然見舞われ、就労を継続することで辛うじて生きる気力を維持していたものである。かかる経緯に鑑みれば、たとえ収入があったからと言って、それは故Cの想像を絶する努力と家族による看護によって得られたものであり、損害から控除すべきではない。実際にも、働かずに治療に専念した場合には100%の労働能力喪失率が認められ、命を縮めるように無理を押し働いた場合にはそれが認められないというのは、著しく正義に反し不公平である。

したがって、故Cには悪性中皮腫の発症以降死亡までの間、労働能力喪失率100%の休業損害が発生したというべきである。

そして、前記のとおり、故Cの中皮腫発症によってEには600万円余りの減収（損害）が生じていたが、休業損害の算定にあたっては、少なくとも故Cの平成17年度分の収入である480万円を基礎収入として計算すべき

である。

基礎収入 年収 480 万円（平成 17 年度の年収）

闘病期間 合計 820 日

悪性中皮腫の発症による労働能力喪失率 100%

（計算式）

$$480 \text{ 万円} \times 820 / 365 \text{ 日} \times 100\%$$

$$= \text{約} 1078 \text{ 万} 3561 \text{ 円}$$

(7) 逸失利益 2790 万 8160 円

基礎収入 年収 480 万円（平成 17 年度の年収）

ライフニッツ係数 8.306（死亡時 59 歳）

生活費控除率 30%

（計算式）

$$480 \text{ 万円} \times 8.306 \times (1 - 0.3)$$

$$= 2790 \text{ 万} 8160 \text{ 円}$$

(8) 慰謝料

ア 入通院慰謝料 500 万円

イ 死亡慰謝料 3000 万円

なお、故 C は、胸痛、発熱、嘔気、食欲不振、呼吸困難、むくみ、倦怠感、肩こり、肩痛、ふらつき、腹部膨満、褥瘡等にさいなまれながら、わずか 2 カ月半の間に、酸素吸入が必要となり、歩行困難、立位困難、座位保持困難となり、排尿排便に至るまで全介助を要し、一日中ベッド上で過ごさざるを得ない状態となって、苦しみながら死亡した。その無念さや苦痛、恐怖は、想像するに余りある。

慰謝料の算定にあたっては、かかる事情が十分に考慮されるべきである。

(9) 損益相殺

故 C の労災認定によって原告 A が受給した労災給付は、平成 25 年 9 月分

までで合計1303万1408円であり、このうち損益相殺の対象となり得る保険給付額は1200万5340円である。

(10) 以上のとおり、故Cの死亡による損害額の合計は、8001万0483円であり、原告らは、故Cの損害賠償請求権を各2分の1（4000万5241円）ずつ相続した。

一方、原告Aについて、損益相殺により遺族補償年金の既受給額1200万5340円を控除すると、同人の請求額は2799万9901円となる。

また、原告らは本件訴訟の遂行を法律的な知識経験を有する弁護士に依頼せざるを得なかったものであるから、弁護士費用として、原告らの各請求額の少なくとも約1割に相当する額（原告Aにつき金279万円、原告Bにつき金400万円）が損害として認められるべきである。

したがって、原告Aは被告に対し金3078万9901円の、原告Bは被告に対し金4400万5241円の損害賠償請求権を有する。

## 2 被告の主張

故Cの死亡については、被告が何ら責任を負うものではないが、原告らが主張する各損害については、以下のとおり反論する。

### (1) 付添看護費

故Cは、平成16年7月の中皮腫発症後、少なくとも再入院した平成18年7月31日に至るまでの自宅療養期間は、会社経営を行い、被告の協力会社安全衛生協議会の会長職まで勤めているのであるから、付添看護は必要なく、入院及び自宅療養に関する付添看護費の請求は認められない。

### (2) 葬儀関係費用

通常の葬儀関係費用は150万円程度であり、本件では労災保険により69万2280円が補填されているのであるから、これを控除した80万7720円が葬儀関係費として認められるべきである。

### (3) 休業損害

原告らは、実際の収入を控除せず、労働能力喪失率100%の休業損害を請求しているが、平成16年7月から平成18年7月に至るまでに現実に得られた収入は、休業損害から控除すべきであり、さらに、自宅療養中は実際に仕事を行っていたこと等からすれば、労働能力喪失率を100%とすることは不適切である。

なお、平成16年から平成18年にわたっては、不景気により仕事が少なくなっており、減収は、故Cの病気のみが原因とはいえない。また、故Cは代表取締役であり、実際に現場に出勤することは少なかったと思われ、しかも経理は妻が行っていたというのであるから、この点からしても、故Cの悪性中皮腫発症と減収全額の間には因果関係が認められない。

Eにおいては、昭和60年前後においても、売上高が前年比で約1220万円の増額、翌年は約680万円の減額と変動している。また、被告からEに対する発注額だけを見ても、平成7年度以降の10年間に最大で前年比7800万円の減額等、発注金額は、毎年、数千万円単位で大きく変動している。したがって、23期の約600万円の売上の減少は、故Cの悪性中皮腫発症が原因とはいえない。

#### (4) 逸失利益について

逸失利益については、将来における収入見込み額の請求であるところ、将来における収入については、景気やその他の事情により変動するのであるから、直近の年収を基礎とすることに合理性はない。

また、逸失利益の生活費控除率について、被扶養者は妻だけであるので、40%を相当と考える。

#### (5) 慰謝料

本件における通院に要した電車代の請求額からすれば、通院回数は極めて低いと考えられるところ、入通院慰謝料として500万円の請求は不相当である。

(6) 損益相殺

原告 A が労災給付として受給した労災保険年金は，損益相殺の対象となるものである。